

第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン

令和6年(2024年)3月

大阪狭山市

はじめに

男女共同参画社会の実現と女性の職業生活における活躍の推進は、男女が対等なパートナーとして、多様性が尊重される社会の実現のために社会全体で取り組むべき最重要課題です。

そのため、本市では市民、事業者及び市民公益活動団体と協力して取組みを進めようと、平成18年に男女共同参画推進に関する理念を定めた大阪狭山市男女共同参画推進条例を制定し、平成20年には活動拠点となる大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）を開設しました。



少子高齢化、人口減少社会が到来するなど、社会経済情勢が刻々と変わる中でも、人々の意識や行動、社会制度・慣行による固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っています。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済面や精神面で多くの女性に影響を及ぼしました。

このたび、こうした状況を踏まえ、第4期大阪狭山市男女共同参画推進プランを新たに策定しました。本プランの策定にあたっては、国の第5次男女共同参画基本計画やおおさか男女共同参画プラン（2021-2025）の内容を踏まえるとともに、令和5年2月に実施した市民意識調査の結果をもとに、本市の実態に即した目標の設定をしました。

持続可能な開発目標であるSDGsのひとつであるジェンダー平等の推進、多様な働き方への支援を広げ、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちの環境整備を拡充し、性別に関わらず、互いに人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本プランの策定にあたり、長期にわたり活発なご審議をいただいた大阪狭山市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントを通じて多くの貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

大阪狭山市長 古川 照人

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	4
3	計画の策定方法	5
4	計画期間	6
第2章	大阪狭山市の現状と課題	7
1	各種データからみえる現状	7
2	大阪狭山市の男女共同参画の現状と課題	20
	施策の方向性Ⅰ「男女共同参画社会実現のための意識づくり」についての課題	20
	施策の方向性Ⅱ「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現」についての課題	21
	施策の方向性Ⅲ「あらゆる暴力の根絶」についての課題	22
	施策の方向性Ⅳ「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」についての課題	23
第3章	計画の基本的な考え方	24
1	計画の基本理念	24
2	計画の基本方向	24
3	施策の体系	26
第4章	施策の内容	28
	基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	28
	基本課題(1)誰もが対等な関係であるための意識の変革	28
	基本課題(2)ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実	29
	基本課題(3)生涯を通じての健康支援と健康教育	30
	基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現	32
	基本課題(1)働きやすい職場づくりの推進	32
	基本課題(2)多様な働き方への支援の拡充	33
	基本課題(3)雇用の場での男女平等の推進	34
	基本方向Ⅲ あらゆる暴力の根絶	35
	基本課題(1)あらゆる暴力根絶のための基盤づくり	35
	基本課題(2)DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実	36
	基本課題(3)ハラスメント防止対策の推進	37
	基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり	38
	基本課題(1)政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進	38
	基本課題(2)市民活動や地域社会での男女共同参画の推進	39
	基本課題(3)困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	41
	基本課題(4)安全・安心に暮らせるまちづくり	43

第5章	計画の推進	45
1	推進体制	45
2	進行管理	45
3	苦情などへの対応	46
4	大阪狭山市男女共同参画推進センター(きらっとぴあ)	46
参考資料		47
1	用語解説	47
2	男女共同参画に関する国内外の動き	51
3	男女共同参画社会基本法	58
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	64
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	73
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	92
7	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	104
8	大阪狭山市男女共同参画推進条例	111
9	大阪狭山市男女共同参画推進審議会 委員名簿	115
10	主な相談機関一覧	116



第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

【国の動向】

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法^{*}」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画が策定されています。男女共同参画社会^{*}の形成に向けた様々な取組みが進められており、それに基づき、これまで「男女共同参画基本計画(第1次～第4次)」が策定されています。令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

「第5次男女共同参画基本計画」におけるめざすべき社会として、以下の4点について、基本的な視点及び取り組むべき事項として10項目が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs^{*}で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組みを行い、国際社会と協調する社会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次男女共同参画基本計画に示す基本的な10の視点

① あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標(SDGs)の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組みと連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。

② 性別に偏りが無い社会の実現

指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようめざして取組みを進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることをめざす。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められているポジティブ・アクション(積極的改善措置)^{*}も含め、人材登用・育成や政治分野における取組みを強化する必要がある。

③ 家庭や地域での男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、アンコンシャス・バイアス^{*}が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

④ 健康で、活躍し続けられる環境の整備

人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

⑤ 科学技術の発展による取組みの推進

AI^{*}、IoT^{*}等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化する必要がある。

⑦ 困難を抱える女性等への支援

多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性等が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧ 男女共同参画の視点による防災対策

頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

⑨ 地域の主体的な取組みの推進

地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組みが全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

⑩ 男女共同参画を牽引する人材の育成

①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

【大阪府の動向】

大阪府においては、平成13年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、5年ごとの改定を経ながら、男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、少子高齢化の一層の進展、不安定な雇用情勢、単独世帯や高齢世帯の増加など、社会経済情勢は大きく変化しています。

このような情勢の変化及びこれまでの計画の進捗状況や国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府では、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和2年8月）に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定しました。

【大阪狭山市の動向】

本市においても、男女共同参画社会の実現に向け、平成18年に「大阪狭山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年には市民が男女共同参画を学び、推進するための拠点として、男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）を開設、平成26年には「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進の取組みを進めてきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、国、大阪府、本市ともに様々な施策を進めていますが、少子高齢化の進展、家庭環境や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化に伴って、男女共同参画を推進するうえで考えなければならない課題は依然として多くあります。また、それらの課題に対応していくためにも、あらゆる分野における女性の活躍が強く求められており、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）※」においても、市町村による女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」の策定から10年が経過することから、見直しを行い、新たに「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」との整合を図りました。
- 「大阪狭山市男女共同参画推進条例」第12条第1項に基づく基本計画
「第五次大阪狭山市総合計画」をはじめとした関連計画との調和を持たせています。
- 以下の計画を包含します。

◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条に基づく「大阪狭山市女性活躍推進計画」

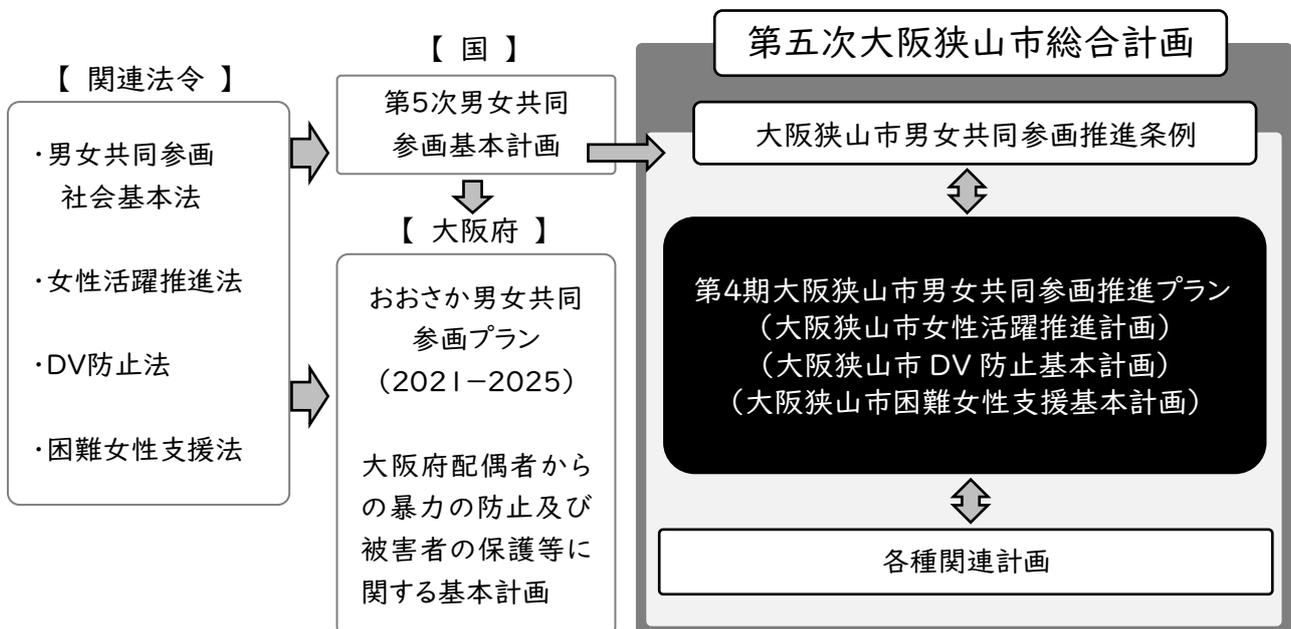
- 基本方向2「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現」
- 基本方向4「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」
基本課題(1)「政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進」

◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)*」第2条に基づく「大阪狭山市DV防止基本計画」

- 基本方向3「あらゆる暴力の根絶」
基本課題(1)「あらゆる暴力根絶のための基盤づくり」
基本課題(2)「DV*(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実」

◇「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)*」第8条第3項に基づく「大阪狭山市困難女性支援基本計画」

- 基本方向4「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」
基本課題(3)「困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備」
施策⑥「困難な問題を抱える女性*への支援」

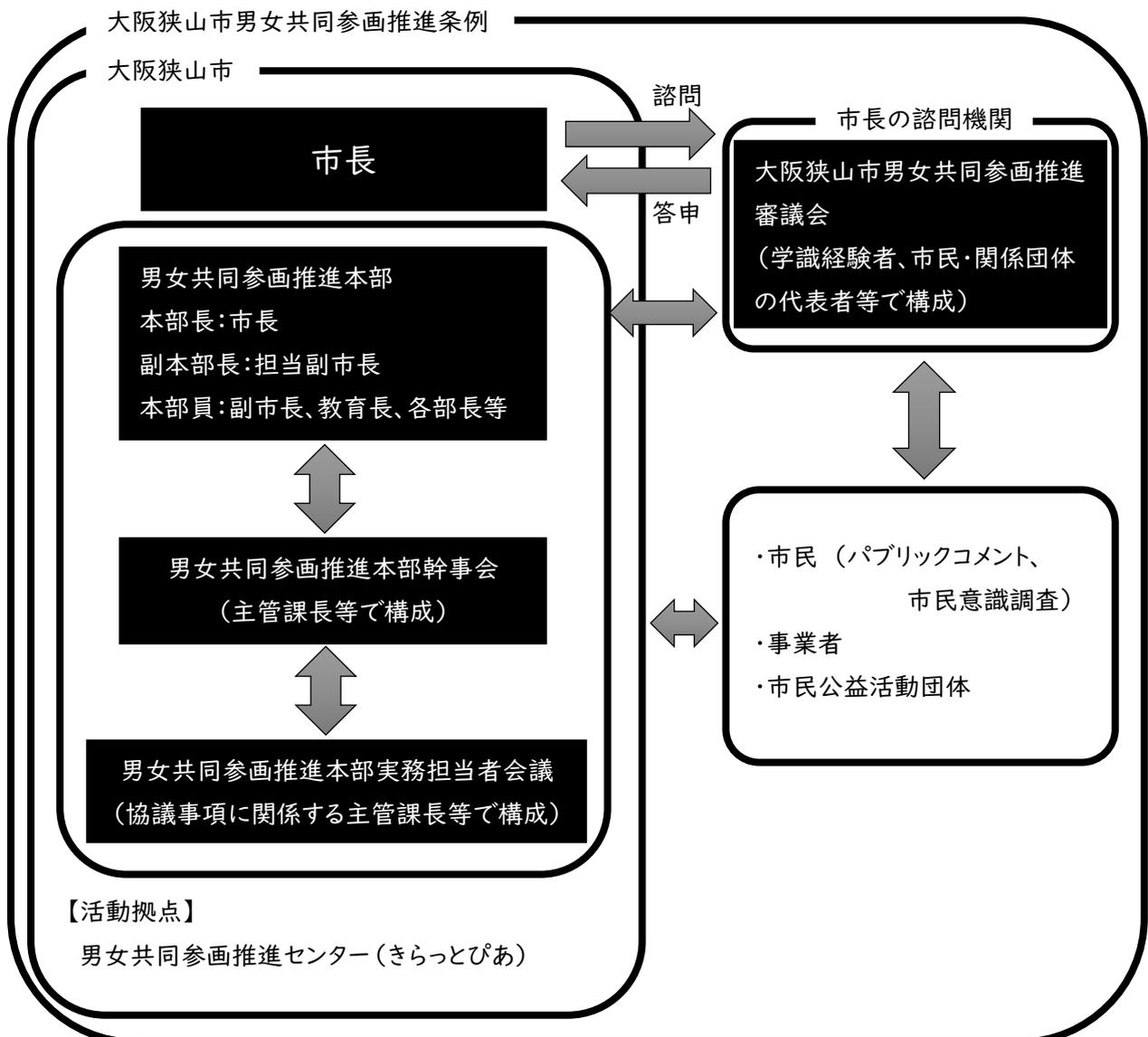


3 計画の策定方法

(1) 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、男女共同参画推進審議会からの意見をいただき、庁内の男女共同参画推進本部会議及び男女共同参画推進幹事会で検討を重ねるとともに、市民意識調査やパブリックコメントの募集などを実施し、広く市民の意見を聴き、その反映に努めて策定しました。

【大阪狭山市男女共同参画推進体制】



(2) 目標の設定

本計画においては、直近の国・府の計画と整合性を図りつつ、市民意識調査の分析を基に本市の実態に即した具体的な目標値の見直しと設定を行います。

4 計画期間

計画期間は令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
大阪狭山市	第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン(R6-15)						
大阪府	おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)		次期計画				
国	第5次男女共同参画基本計画(R2-12)						



第2章

大阪狭山市の現状と課題

1 各種データからみえる現状

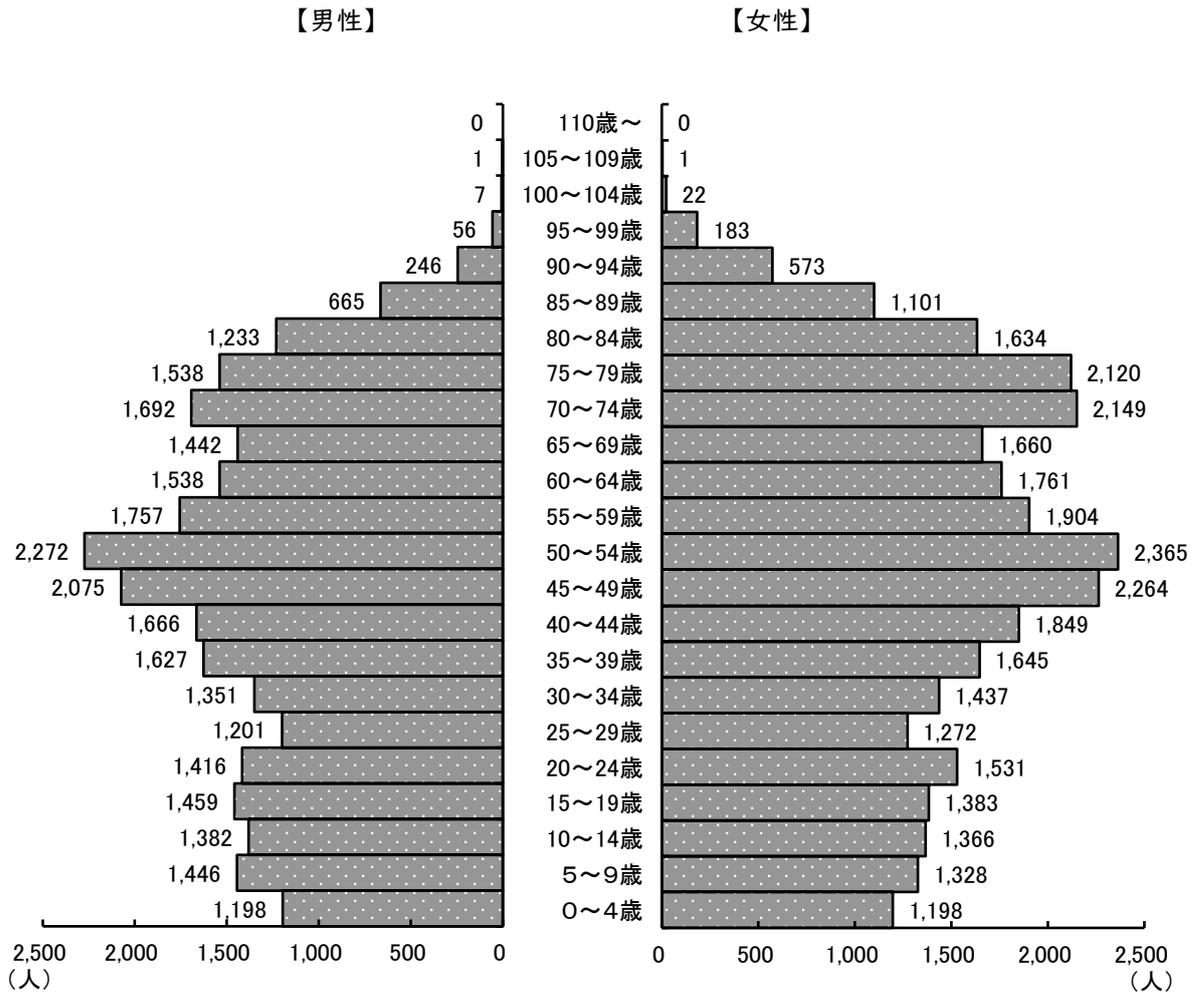
(1) 統計データからみえる現状

① 人口構成及び推移について

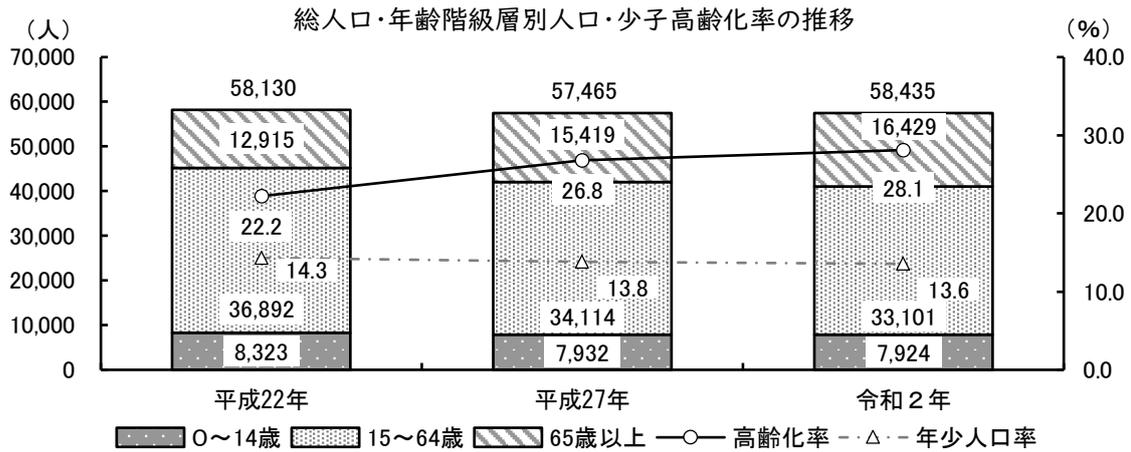
本市の総人口は、令和5年9月30日現在で58,014人となっており、そのうち男性が27,268人(47.0%)、女性が30,746人(53.0%)となっています。

少子高齢化が進んでおり、令和5年9月30日現在の65歳以上の人口が16,323人で、高齢化率は28.1%となっています。

大阪狭山市 性別・年齢別人口



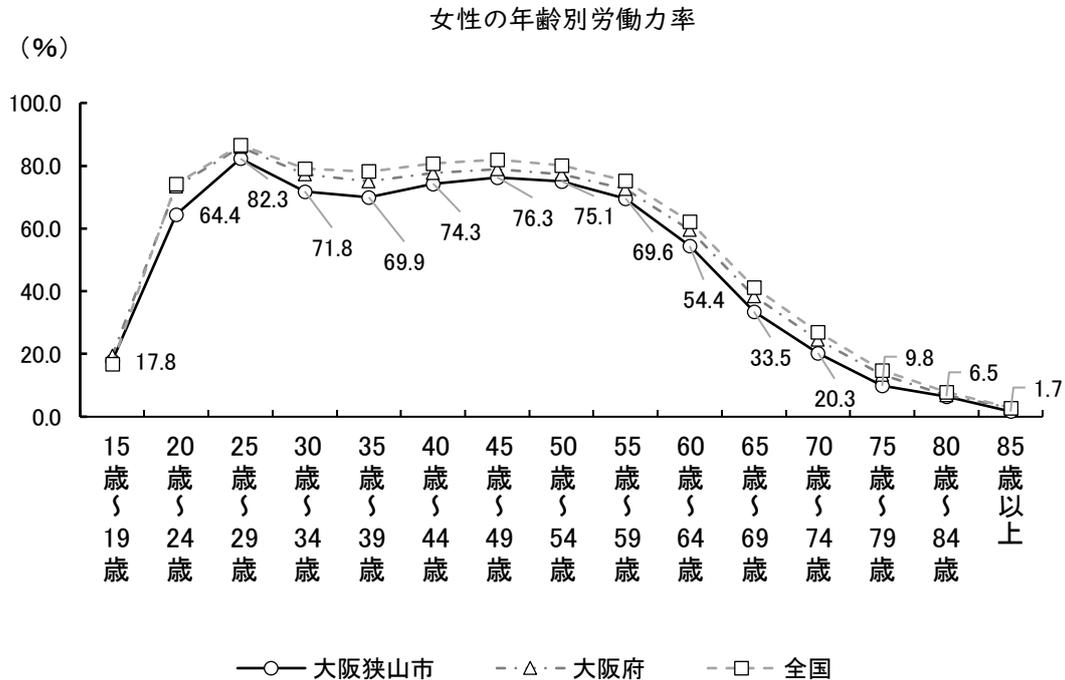
資料：住民基本台帳（令和5年9月30日現在）
※外国人人口を含む



資料：国勢調査

②就業の状況について

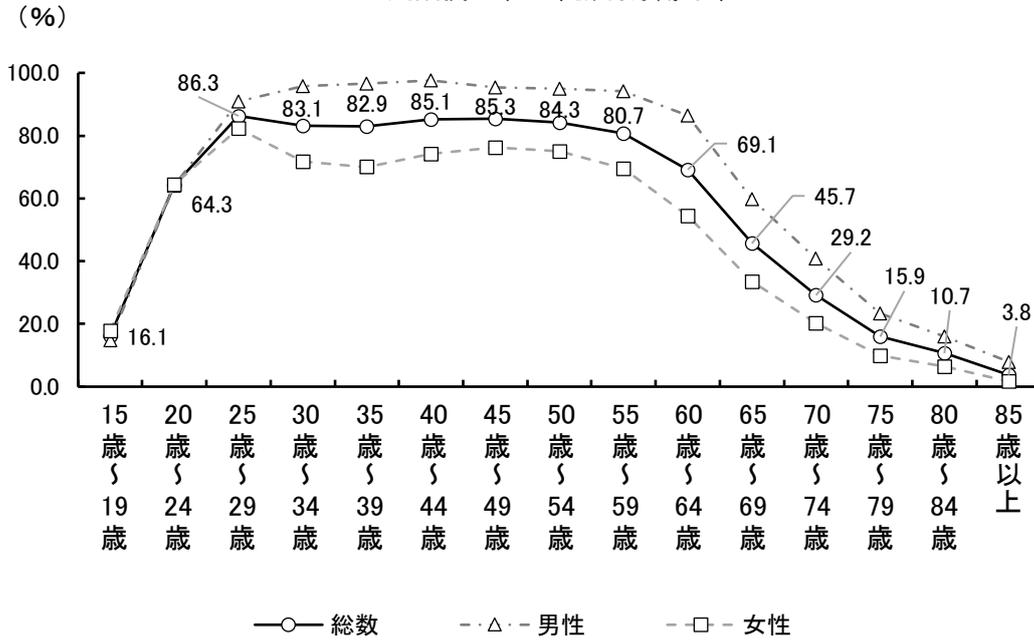
女性の労働力については、全国と大阪府と概ね同じように推移していますが、30~34歳が71.8%、35~39歳が69.9%となっており、全国と大阪府を下回り、結婚・出産で一度退職し、子育てが一段落すると再度就労につくという、緩やかなM字カーブ※となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

※M字カーブ：女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状態。

大阪狭山市の年齢別労働力率



資料：国勢調査（令和2年）

(2) アンケート調査結果からみえる現状

〈アンケート調査概要〉

1 調査の目的

社会情勢の変化や国、大阪府の新たな施策に対応するために、市民の皆さまのニーズやこれまでの取り組みの成果を把握することを目的に調査を実施しました。

2 調査対象

市内に住んでいる満18歳以上の方1,500人、層化無作為抽出

3 調査期間

令和5年2月3日～令和5年2月22日

4 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

5 回収状況

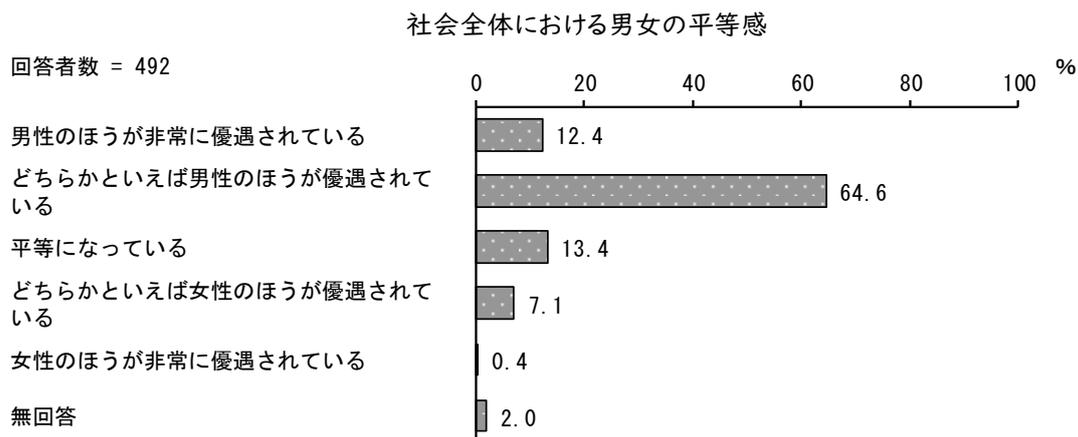
	配付数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	1,500 通	492 通	32.8%

6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。

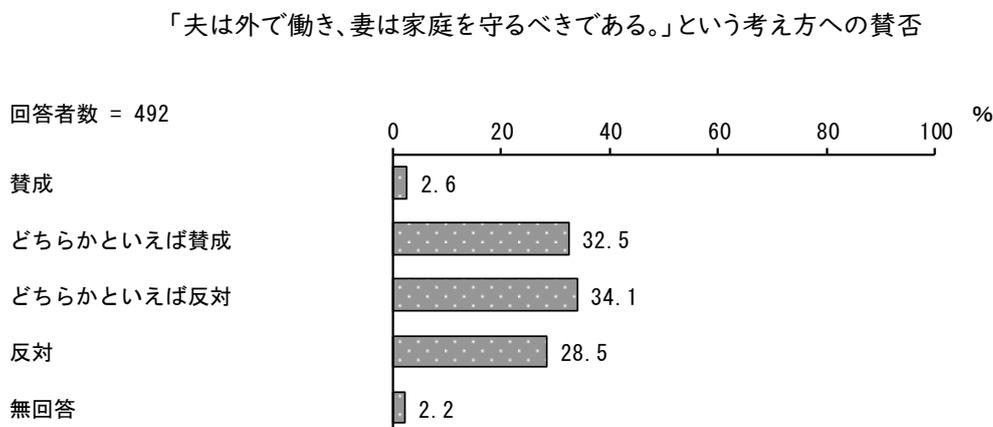
① 社会全体における男女の平等感

「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうに優遇されている」をあわせた「男性のほうに優遇されている」が77.0%と多数を占め、「どちらかといえば女性のほうに優遇されている」と「女性のほうに非常に優遇されている」をあわせた「女性のほうに優遇されている」の割合が7.5%となっています。



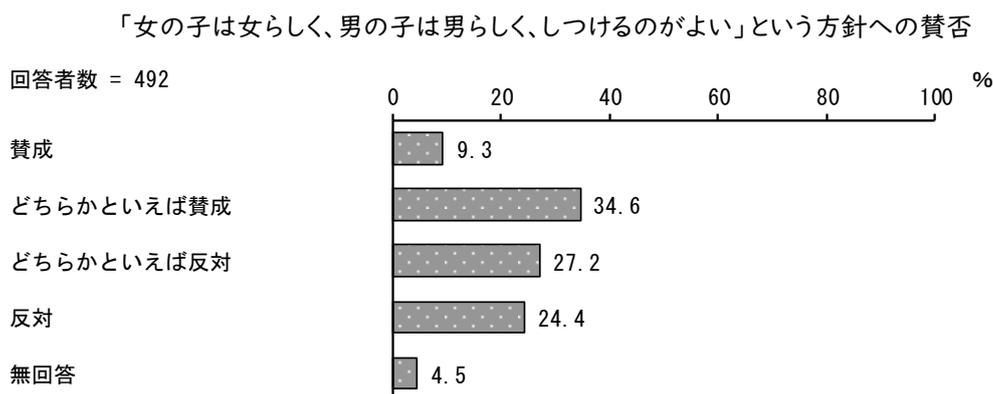
② 性別による固定的役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方への賛否について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた「賛成」の人が35.1%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた「反対」の人が62.6%となっています。



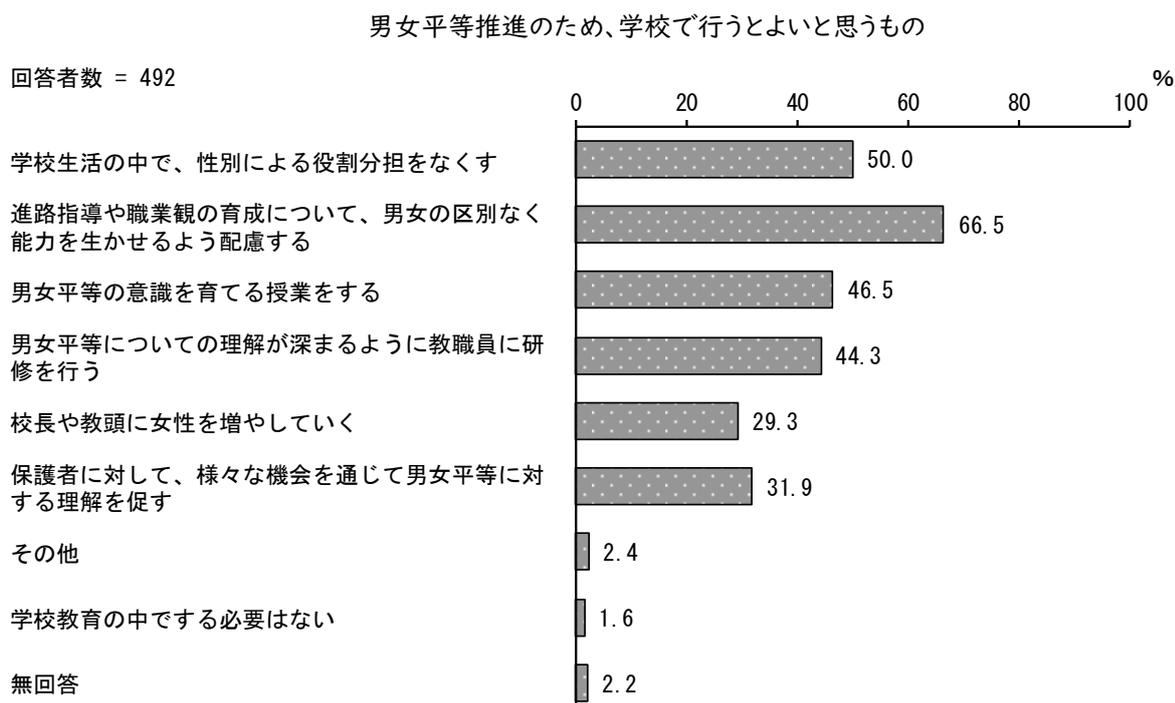
③ 家庭における子どもの教育方針

「女の子は女らしく、男の子は男らしく、しつけるのがよい」という方針への賛否について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の人が43.9%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の人が51.6%となっています。



④ 男女平等推進のため、学校で行うとよいと思うもの

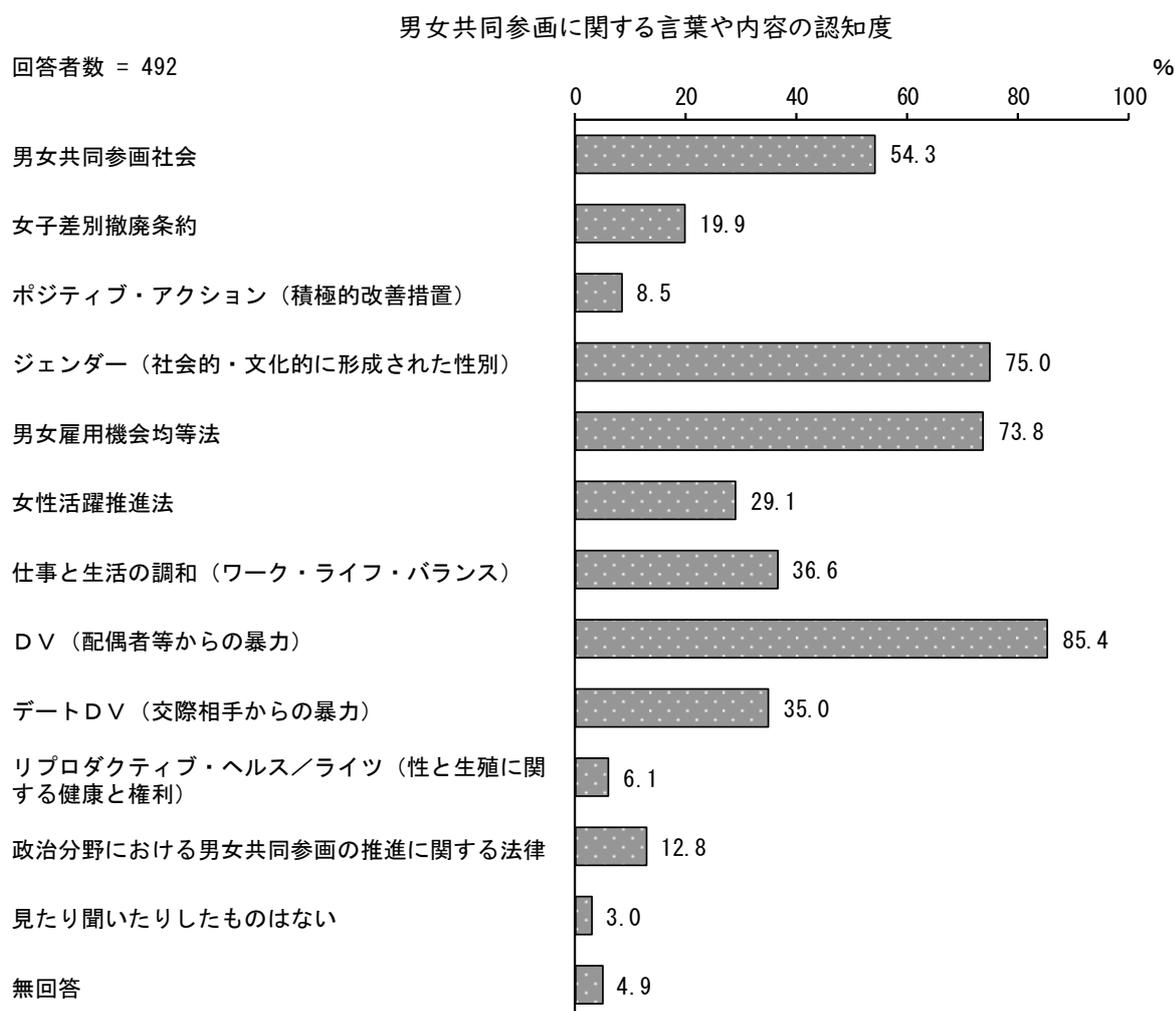
「進路指導や職業観の育成について、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」が66.5%と最も高く、次いで「学校生活の中で、性別による役割分担をなくす」が50.0%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が46.5%となっています。



⑤ 男女共同参画に関する言葉や内容の認知度

男女共同参画に関する言葉や内容のうち知っている人が多いものは、「DV(配偶者等からの暴力)」が85.4%と最も高く、次いで「ジェンダー※(社会的・文化的に形成された性別)」が75.0%、「男女雇用機会均等法」が73.8%となっています。

その一方、「女子差別撤廃条約※」「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※(性と生殖に関する健康と権利)」「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の認知度は2割未満と低くなっています。



⑥ 仕事と家庭生活、地域生活の現実の優先度

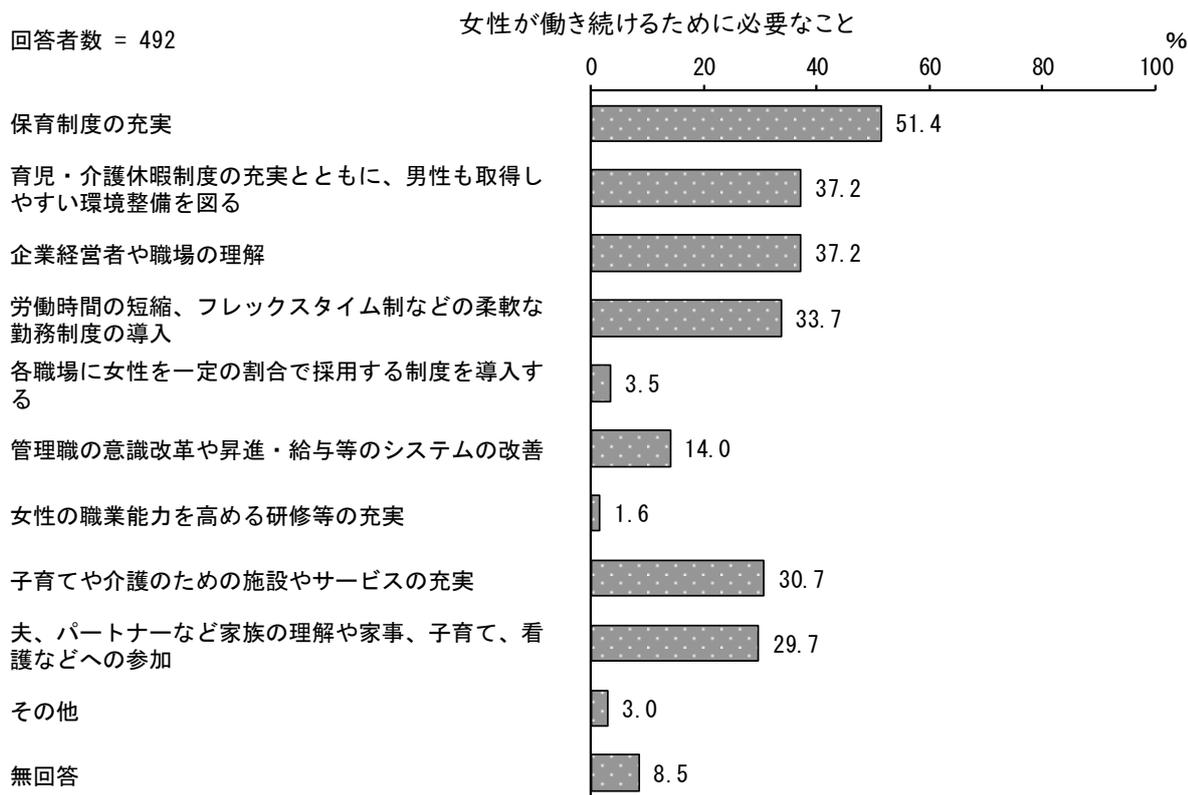
仕事と家庭生活、地域生活の現実の優先度を性別で見ると、男性では「仕事」を優先している人が30.4%と最も高く、女性では「家庭生活」を優先している人が35.7%と最も高くなっています。

仕事と家庭生活、地域生活の現実の優先度

区分	回答者数(件)	%							
		「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを大切にしている	無回答
全体	492	24.6	27.8	3.5	25.0	3.9	4.3	7.7	3.3
男性	181	30.4	14.9	5.0	28.2	5.5	3.9	9.9	2.2
女性	297	21.9	35.7	2.4	23.2	3.0	4.7	5.4	3.7
性別を答えることに抵抗を感じる	10	10.0	20.0	10.0	20.0	-	-	40.0	-

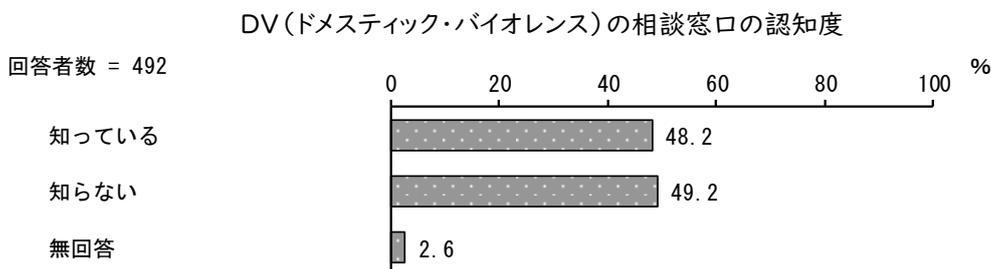
⑦ 女性が働き続けるために必要なこと

「保育制度の充実」が51.4%と最も高く、次いで「育児・介護休暇制度の充実とともに、男性も取得しやすい環境整備を図る」、「企業経営者や職場の理解」が37.2%となっており、育児や保育と職場への理解が多くなっています。



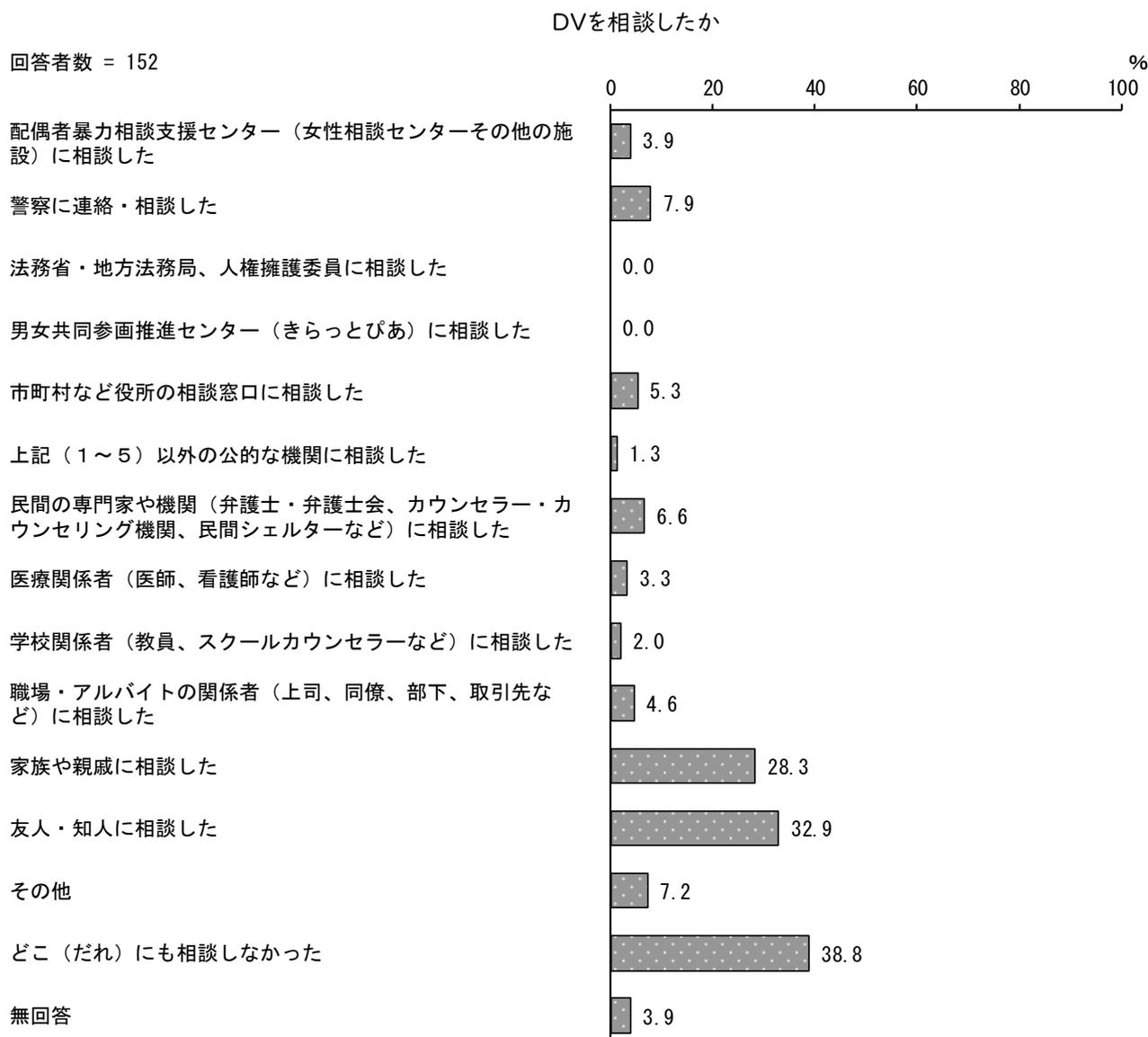
⑧ DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口の認知度

「知っている」が48.2%と、相談窓口を知っている人も半数未満となっています。



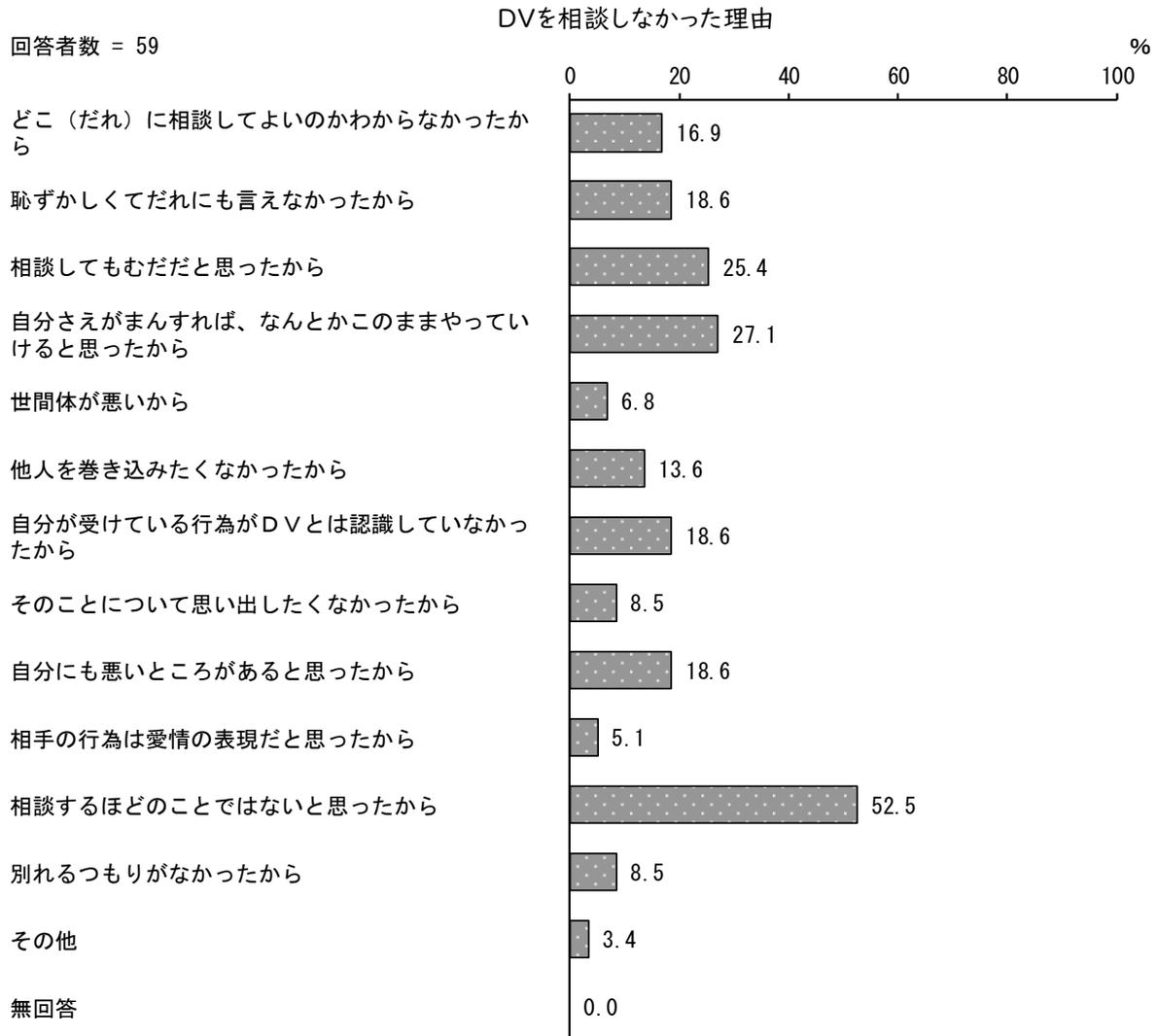
⑨ (DVを受けた人のみ)DVを相談したか

「どこ(だれ)にも相談しなかった」が38.8%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」が32.9%、「家族や親戚に相談した」が28.3%となっています。



⑩ (DVを受けた人のみ)DVを相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」が52.5%と最も高く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が27.1%、「相談してもむだだと思ったから」が25.4%となっています。

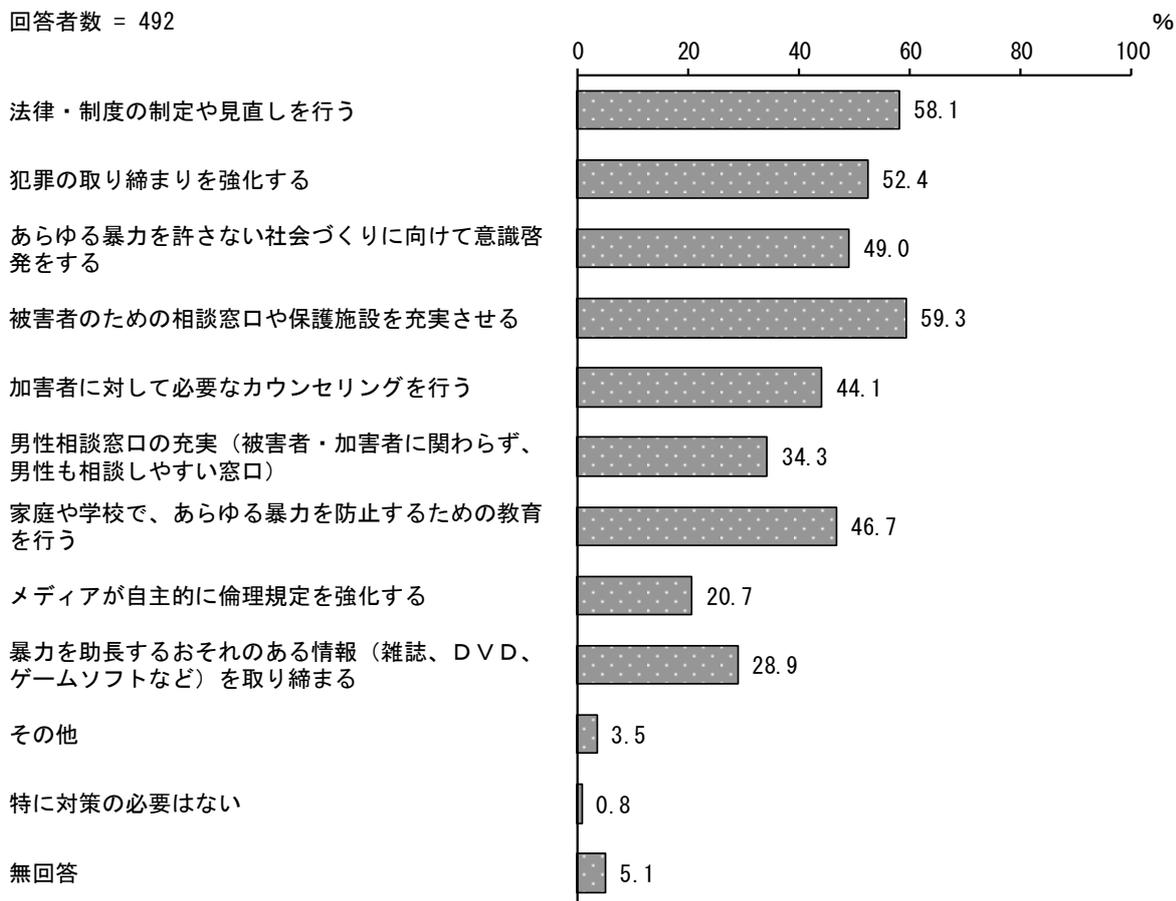


⑪ あらゆる暴力をなくすために進めるべき取組み

「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」が59.3%と最も高く、次いで「法律・制度の制定や見直しを行う」が58.1%、「犯罪の取り締まりを強化する」が52.4%となっています。

あらゆる暴力をなくすために進めるべき取組み

回答者数 = 492

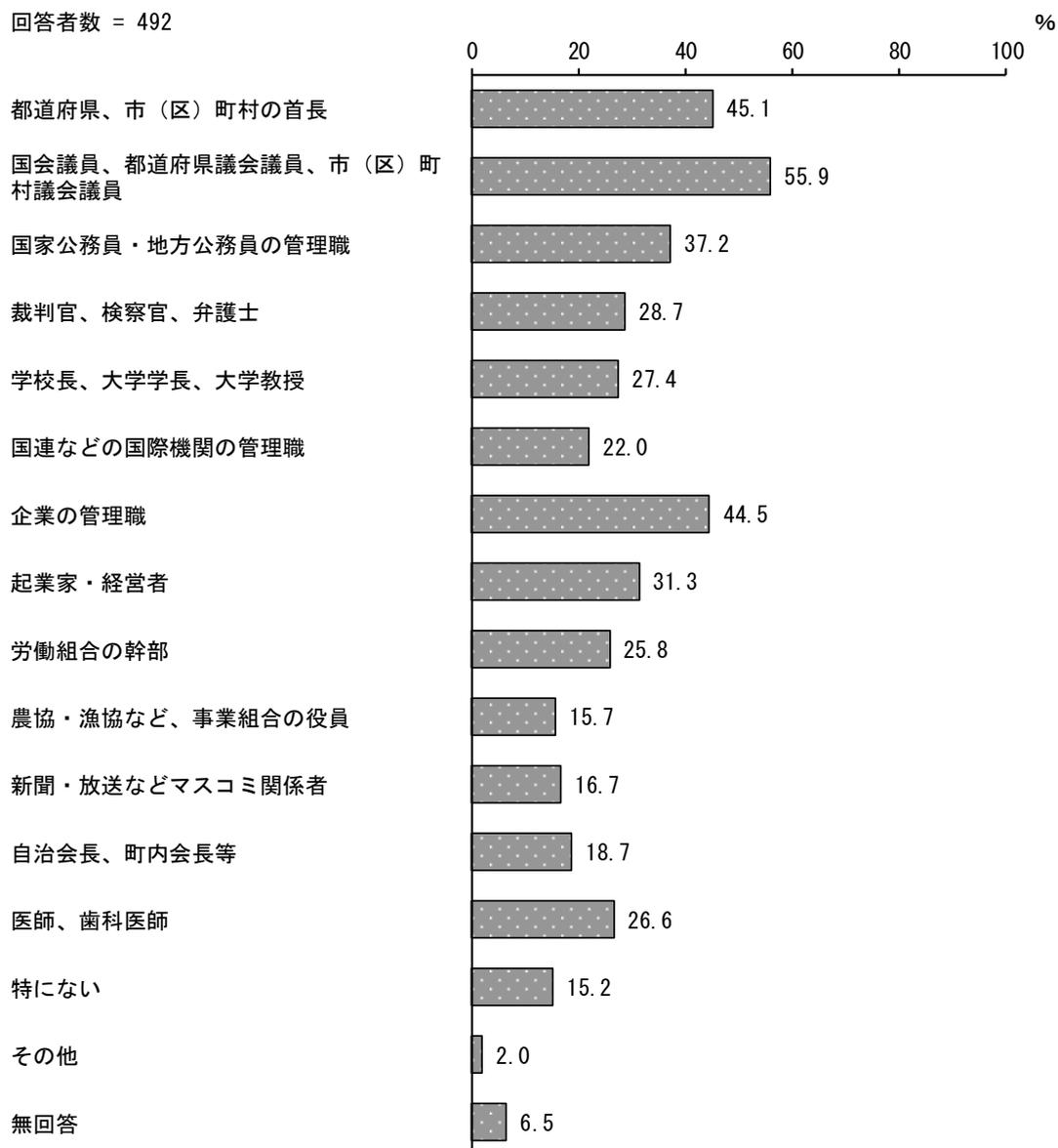


⑫ 今後女性がもっと増えるほうがよいと思う職業・役職

「国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員」が55.9%と最も高く、次いで「都道府県、市（区）町村の首長」が45.1%、「企業の管理職」が44.5%となっています。

今後女性がもっと増えるほうがよいと思う職業・役職

回答者数 = 492

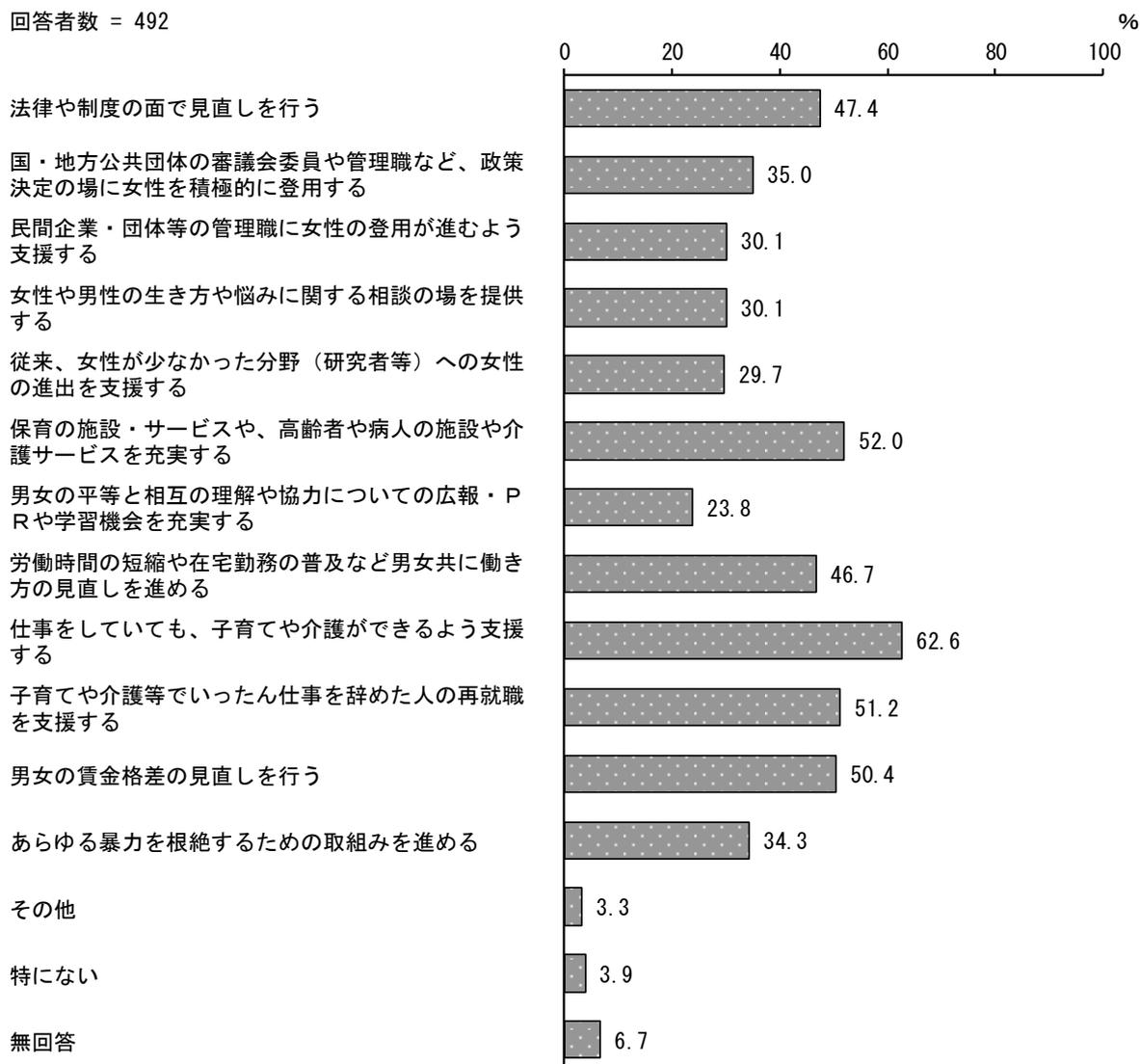


⑬ 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、力を入れていくべきこと

「仕事をしていても、子育てや介護ができるよう支援する」が62.6%と最も高く、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が52.0%、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が51.2%となっており、子育てに関する事項が多くなっています。

「男女共同参画社会」を実現するために、今後、力を入れていくべきこと

回答者数 = 492



2 大阪狭山市の男女共同参画の現状と課題

施策の方向性ごとに、国の方針を踏まえ、これまでの事業の実施状況やアンケート調査の結果から課題を整理しました。

施策の方向性Ⅰ「男女共同参画社会実現のための意識づくり」についての課題

【主な事業の実施状況】

- 男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）において、男女共同参画の視点を持ち、地域の中で活動できる人材を育成するための講座等を実施しています。
- 幼稚園・こども園、小・中学校等における女性管理職の登用を意識した人材育成を図っています。
- 小・中学校において、児童・生徒が性別にとらわれず自身の個性や可能性を重視し、幅広い職業選択を念頭において進路決定を行うことができるようジェンダー平等教育を推進しています。

【課題】

- 男女共同参画に関する様々な取組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているとされています。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることで、誰もが暮らしやすくなるという理解を深めることが必要です。
- それぞれの性別やライフステージに応じて、市民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発に取り組むことが必要です。
- 学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。
- 女性の妊娠・出産期や男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。また、昨今うつ病等の心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。
- 働く場において、男女が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組みが必要です。

施策の方向性Ⅱ 「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現」についての課題

【主な事業の実施状況】

- 市役所における男性職員の育児休業の取得促進を行っています。
- 女性や非正規労働者に係る均等待遇等が確保されるよう、事業所や労働者等に対し、労働関係法令・制度等の周知・啓発を行うとともに、労働紛争等の事案については、労働相談等による問題解決に向けた指導・助言等を行っています。

【課題】

- 家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。
- 男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けての啓発等の取組みが重要です。男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。
- 職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。
- 引き続き、働きながら子育てや介護の支援を充実させるとともに、家族や企業の理解促進を図る必要があります。

施策の方向性Ⅲ 「あらゆる暴力の根絶」についての課題

【主な事業の実施状況】

- DV、ストーカー行為^{*}、児童虐待等の被害者を保護するため、住民基本台帳法に基づき、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を制限しています。
- DV、セクシュアル・ハラスメント^{*}、仕事や学校での悩みや不安について、専門のフェミニストカウンセラーによる相談や専用電話相談を実施するとともに、相談へのきっかけづくりとなるよう必要な方に生理用品の提供を行っています。
- DV、ストーカー行為等の被害者の安全を確保するため、大阪府女性相談センターや所管警察署など関係機関との連携強化を図っています。

【課題】

- さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化が必要です。
- DVや性暴力等あらゆる暴力の根絶をめざすとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。
- 性暴力は未成年者が被害者となる場合もあることから、被害が潜在化、深刻化しやすい状況が指摘されており、被害者が相談しやすい環境を整備し、適切な保護を行うとともに、被害者への暴力の抑止につながるよう、加害者の更正を支援していくことも必要とされています。
- 職場や就職活動における各種ハラスメント^{*}の防止のための周知・啓発、相談支援の充実などハラスメント等が行われない職場づくりを促進することが必要です。

施策の方向性Ⅳ 「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」についての課題

【主な事業の実施状況】

- 妊娠期から出産後、乳幼児期に至るまでの健やかな成長を促すため、健康教育・訪問・相談事業を行っています。
- 地域子育て支援拠点において、子育て施策の充実を図り、地域全体で子育て支援を行っています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、介護サービスの充実を図るとともに、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進しています。
- 災害時における避難所の運営にあたって、居住スペース、更衣室、トイレ、洗濯物、化粧、身だしなみ等、女性に特有な生活習慣に関するプライバシーの確保に努めるとともに、妊産婦や乳幼児に配慮した備蓄を進めています。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、所轄警察署、自治会などとの連携による防犯パトロールなどを実施しています。

【課題】

- 政治分野や経済分野においては、依然として男性が中心となっており、政策・意思決定過程への女性参画を推進していく必要があります。
- 市民一人ひとりが、それぞれのもつ個性を尊重し合いながら、自分の望む生き方を選択できるような環境づくりを行うことが大切です。
- 本市では少子高齢化が進んでおり、人口に占める高齢者の割合が多くなっています。また、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ※など、様々な人が生活しています。あらゆる分野における男女共同参画を進めていくためにも、性別、年齢、障がいの有無、国籍に関係なく、すべての市民のエンパワーメント※を支援していく必要があります。
- 地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないに関わらず、男女が共に地域活動に参画し、相互理解を深め、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。
- 被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の将来像は、第五次大阪狭山市総合計画において、「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち～みんなで作る おおさかさやま～」を掲げ、人と人、人と地域がつながり、誰もが居場所や役割を持つことができるすべての人にやさしいまちづくりをめざしています。

男女共同参画等を含む共生社会分野では、すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向※、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることがなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの男女共同参画推進の取組みとの連続性、整合性から第3期計画の理念を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、すべての人が性別に関わらず、互いに人権を尊重し、自らの意思によって誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

【 基 本 理 念 】

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して、豊かに暮らせる社会

2 計画の基本方向

基本理念に掲げる男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策の主要な柱として、次の4つの基本方向を設定します。この基本方向に沿って基本課題を設定し、基本課題ごとに具体的な取組みと数値目標を示します。

(1)男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女が公正に社会に参画できるようにするための取組み、職場における女性の活躍の促進、教育の場における幼少期からの男女平等教育の充実、市による男女共同参画意識の啓発などの取組みを進め、性別を問わず誰もが希望する形で参画できる暮らしやすい社会づくりを図ります。

(2)男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランス[※]を実現し、男性も、家事・育児・介護等に主体的に関わる必要があります。こうしたことを念頭に、男女ともに安心して働ける職場づくりと働き方の見直しの推進、仕事と育児・介護等の両立支援の推進、生活上の困難を抱える人々に対する支援を進め、その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

(3)あらゆる暴力の根絶

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため予防啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた迅速な被害者支援を行います。また、職場や教育現場におけるあらゆる虐待においても重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進め、根絶をめざします。

(4)誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、地域活動、福祉、防災・防犯等、様々な分野において、男女共同参画の視点をもった取組みの充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画、地域活動の促進、高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境整備、日常の安全確保と災害対策など、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

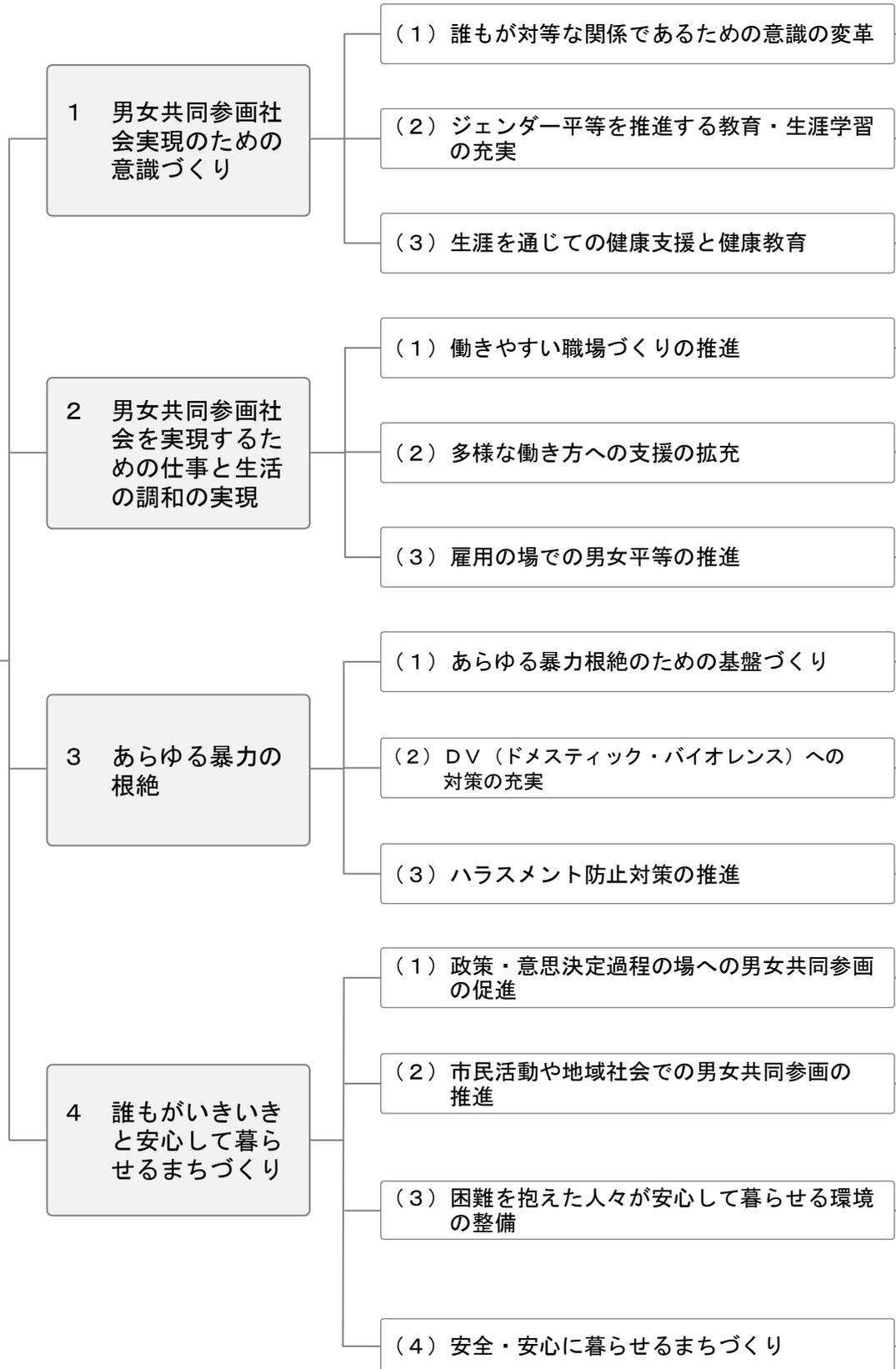
3 施策の体系

[基本理念]

[基本方向]

[基本課題]

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
 2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
 3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会



[施策]

- ① 男女共同参画社会実現のための調査・研究 ② ジェンダー平等に向けた啓発の推進
③ メディア・リテラシーの育成 ④ 性的指向・性自認等に関する理解の促進
⑤ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

- ① ジェンダー平等を推進する教育の実施 ② 学校における慣行・制度の見直しとジェンダー平等教育の推進
③ 教職員・保護者に対する啓発・研修 ④ 生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充
⑤ 男女共同参画に向けての市民参画の推進

- ① 自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育の推進
② 生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進
③ 性感染症やH I V感染症の予防についての情報提供

- ① 男性に対する家事能力修得支援 ② 長時間労働の是正 ③ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発
④ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充 ⑤ 特定事業主行動計画の推進
⑥ 男性の育児休業の取得促進

- ① 就労の支援 ② 能力開発の支援 ③ 起業・再就職の支援 ④ 労働相談の充実

- ① 事業所に対する啓発
② 間接差別の禁止とポジティブ・アクション（積極的改善措置）についての啓発

- ① 様々な暴力に対する予防に向けた啓発促進（暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発）
② 情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫
③ あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実

- ① 被害者の保護、支援体制の強化 ② 相談体制の強化や相談窓口の周知
③ 関係機関とのネットワークづくり ④ 加害者の更生支援

- ① 学校・地域活動などにおけるハラスメント防止体制の整備
② 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止

- ① 政策立案の場への参画 ② 審議会などへの男女平等な参画

- ① 男女共同参画を進める拠点環境の整備 ② 男女のリーダー養成と活動団体への支援
③ 活動団体との連携による男女共同参画の推進 ④ ボランティア活動への参加促進
⑤ 地域活動への参加促進 ⑥ 平和への貢献、国際交流の促進

- ① 男女の育児不安に対する支援の推進 ② ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者の生活安定の充実
③ 障がい児など支援を要する子どもの支援体制の充実 ④ 介護支援の促進
⑤ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実（ヤングケアラー含む）
⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

- ① 高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり
② バリアフリー化の推進 ③ 高齢者・障がい者向けサービスの充実 ④ 母子保健事業の充実
⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の充実
⑥ 子どもや女性を狙った犯罪に対する防犯施策の充実 ⑦ 緊急支援システムの整備

第4章 施策の内容



基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本課題(1)誰もが対等な関係であるための意識の変革

方向性

誰もが固定的性別役割分担意識※にとらわれず、自己肯定感を持ち、地域や社会で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合うダイバーシティ※への理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図り、意識の変革に努めます。

① 男女共同参画社会実現のための調査・研究

○男女共同参画に関連のある法令などの情報の収集	広報広聴・人権啓発グループ
○教科書や指導方法などの調査・研究	教育指導グループ

② ジェンダー平等に向けた啓発の推進

○男女共同参画推進に取り組む市民リーダーの育成 ○男女共同参画関連記事の広報誌などへの掲載や啓発冊子の発行	広報広聴・人権啓発グループ
--	---------------

③ メディア・リテラシー※の育成

○男女共同参画の視点に立った表現・文化について学習する機会の提供	広報広聴・人権啓発グループ
○学校教育におけるメディア・リテラシーの育成	教育指導グループ

※市担当部署は令和6年4月機構改革後の名称を記載しています。

④ 性的指向・性自認等に関する理解の促進

<ul style="list-style-type: none"> ○性的マイノリティに関する理解促進に向けた広報誌などへの掲載や啓発冊子の発行 ○大阪狭山市パートナーシップ宣誓制度の導入 	<p>広報広聴・人権啓発グループ</p>
---	----------------------

⑤ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

<ul style="list-style-type: none"> ○市刊行物の表現に関して、固定的性別役割意識にとらわれない表現の推進 	<p>広報広聴・人権啓発グループ</p>
--	----------------------

基本課題(2)ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実

方向性

性別にとらわれることなく、男女平等意識が浸透した社会をめざすためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、学校において、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができる教育を推進します。そのために、学校教育、家庭教育、社会教育等、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。また、男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、提供体制の充実に努めます。

① ジェンダー平等を推進する教育の実施

<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画関連図書などの提供 	<p>広報広聴・人権啓発グループ 生涯学習グループ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）を中心にした、女性の人権について学習する機会の提供 ○多様なライフスタイルを考慮した学習機会の提供 	<p>広報広聴・人権啓発グループ</p>

② 学校における慣行・制度の見直しとジェンダー平等教育の推進

<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園・認定こども園における幼児期からのジェンダー平等教育の実践 	<p>こども育成グループ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○学校におけるジェンダー平等教育の充実 ○学校における男女区別のない能力を活かせる教育の充実 ○教育関連機関と行政担当部署との連携 	<p>教育指導グループ</p>

③ 教職員・保護者に対する啓発・研修

○小学校・中学校・保育所・幼稚園・認定こども園における女性管理職の登用	教育政策グループ 教育指導グループ こども育成グループ
○教職員に対する啓発・研修	人事グループ 教育指導グループ こども育成グループ
○保護者に対する啓発・研修、PTA への人権学習の促進	広報広聴・人権啓発グループ 生涯学習グループ
○保護者が興味関心を持ち、参加しやすいような男女共同参画について学習する機会の提供	広報広聴・人権啓発グループ

④ 生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充

○自主的な講座や学習会での市の施設利用の促進 ○各種講座などへの参加の促進	関係グループ
--	--------

⑤ 男女共同参画に向けての市民参画の推進

○市民が企画する男女共同参画をテーマにした学習活動への支援	広報広聴・人権啓発グループ
○講座や事業における保育サービスの提供や手話通訳者等の配置	関係グループ

基本課題(3)生涯を通じての健康支援と健康教育

方向性

固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わらず一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習・健康支援体制の充実を図ります。

① 自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育の推進

○進路指導における男女平等の推進 ○自分の生き方を考えさせ、判断力をつける性教育の実施	教育指導グループ
--	----------

② 生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進

○性に関する教育の推進 ○幼少期からの適切な性教育の推進 ○思春期の健康教育・性教育の推進	教育指導グループ
○市民の生涯スポーツ活動の促進・支援	生涯学習グループ
○性の多様性に関する学習の機会や情報の提供	広報広聴・人権啓発 グループ 教育指導グループ
○各種検診・健診の実施 ○健康に関する講座や健康相談の実施 ○男女のこころとからだの健康支援の促進	健康推進グループ

③ 性感染症や HIV 感染症の予防についての情報提供

○性感染症や HIV 感染についての情報提供	健康推進グループ
------------------------	----------

■ 計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
「男女共同参画社会」の周知度	54.3%	80%	5年ごとに 進捗を把握
「女子差別撤廃条約」の周知度	19.9%	30%	
SOGI※など性的マイノリティに対する周知度	—	80%	

基本方向2 男女共同参画社会を実現するための 仕事と生活の調和の実現

基本課題(1)働きやすい職場づくりの推進

方向性

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤など男性中心型労働を見直すことが重要です。

そのため、男女がともにそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、男性に対する家事能力修得支援や男性の育児休業取得の促進等の職場における意識改革(働き方改革)を進めるとともに支援する環境づくりを進めます。

① 男性に対する家事能力修得支援

○男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座などの実施	広報広聴・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

② 長時間労働の是正

○多様な働き方による労働時間短縮促進の啓発	産業にぎわいづくりグループ
-----------------------	---------------

③ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発

○健康診断受診の啓発 ○労働安全衛生の向上の啓発 ○ワーク・ライフ・バランスの実現の推進	産業にぎわいづくりグループ
--	---------------

④ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充

○広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる啓発活動の実施	広報広聴・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

⑤ 特定事業主行動計画の推進

○男女共同参画担当部署への女性職員の配置 ○職員研修への女性の参加の促進 ○男女共同参画に関する研修の実施 ○特定事業主行動計画の実行	人事グループ
○庁内での職務分担の男女平等促進	関係グループ

⑥ 男性の育児休業の取得促進

○男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組みの実施	人事グループ
○男性の育児休業の取得促進に向けた市内事業所への啓発	産業にぎわいづくりグループ 広報広聴・人権啓発グループ

基本課題(2)多様な働き方への支援の拡充

方向性

男女問わず家事・育児・介護等を担い、働きたい女性が、子育てや介護等との選択を迫られることなく、希望する形で働き続けることができるよう、就業環境の整備や能力開発の支援に取り組みます。

① 就労の支援

○就労を支援する講座などの実施 ○再就職セミナーの開催 ○再就職の機会拡大の啓発、雇用情報の提供 ○働く女性や非正規職員に対する権利擁護のための啓発 ○就業に関する相談の実施 ○就労に向けた啓発講座の実施	産業にぎわいづくりグループ
---	---------------

② 能力開発の支援

○能力開発やキャリア形成のための講座の開催	産業にぎわいづくりグループ
-----------------------	---------------

③ 起業・再就職の支援

○子育て後の就職支援や職域拡大の啓発	産業にぎわいづくりグループ 広報広聴・人権啓発グループ
--------------------	--------------------------------

④ 労働相談の充実

○労働問題担当職員の配置と相談機能の充実	人事グループ 産業にぎわいづくりグループ
----------------------	-------------------------

基本課題(3)雇用の場での男女平等の推進

方向性

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法^{*}、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等について事業所等に働きかけ、性別に関わらず、均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができる職場環境づくりを促進します。

① 事業所に対する啓発

<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への育児・介護休業法促進の啓発 ○事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 ○男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など関係資料による啓発 ○従業員の健康診断受診の啓発 ○事業所に対するワーク・ライフ・バランス向上のための取組みの情報提供 	産業にぎわいづくりグループ
○市民・事業所への労働関連法や男女共同参画社会基本法の周知	産業にぎわいづくりグループ 広報広聴・人権啓発グループ
○市の業者登録における事業所からの男女の雇用状況などの報告	資産活用・契約グループ
○市役所がモデルケースとなる男女共同参画の取組みの推進	関係グループ 人事グループ

② 間接差別の禁止とポジティブ・アクション(積極的改善措置)についての啓発

○市の女性職員の採用、管理職への登用など積極的な男女格差の是正	人事グループ
---------------------------------	--------

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
「ワーク・ライフ・バランス」の周知度	36.6%	70%	5年ごとに進捗を把握
「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」の周知度	8.5%	30%	
職員研修の参加者における女性の割合	32.1%	40%	1年ごとに進捗を把握
市職員の管理職(課長級以上)における女性の割合	22.4%	30%	
市男性職員の育児休暇取得率	18.2%	85%	

基本方向3 あらゆる暴力の根絶

基本課題(1)あらゆる暴力根絶のための基盤づくり

方向性

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、特に、若年層からDV（デートDV*を含む）の予防啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた迅速な被害者支援を行います。

また、職場や教育現場におけるあらゆる虐待においても重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進め、根絶をめざします。

① 様々な暴力に対する予防に向けた啓発促進（暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発）

○若年層からの暴力を許さない社会をつくるための啓発 ○コミュニケーション能力を高めるなど、暴力の抑制につながるような学習の機会を提供	広報広聴・人権啓発グループ
○いじめや体罰のない教育の推進	教育指導グループ

② 情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫

○広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる広報・啓発活動の実施	関係グループ
---------------------------------	--------

③ あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実

○児童虐待に対応するネットワークづくり	こども家庭支援グループ
○高齢者への虐待防止の推進	高齢者福祉グループ
○障がい者への虐待防止の推進	福祉政策グループ
○女性に対する暴力防止の推進	広報広聴・人権啓発グループ

基本課題(2)DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

方向性

配偶者等からの暴力(DV)を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、男女ともに相談事業へつなげていきます。また、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化によるネットワークを整備し、切れ目のない支援を進めます。

① 被害者の保護、支援体制の強化

○被害者の安全を確保するための関係機関との連携	広報広聴・人権啓発グループ
○ODV、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置	市民窓口グループ
○ODV、ストーカー行為等の被害者保護のための選挙人名簿閲覧における支援措置	選挙管理委員会事務局

② 相談体制の強化や相談窓口の周知

○女性のための様々な悩みに応じた相談体制の強化	広報広聴・人権啓発グループ
-------------------------	---------------

③ 関係機関とのネットワークづくり

○あらゆる暴力の被害者を支援するためのネットワークの整備	広報広聴・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

④ 加害者の更生支援

○加害者更生につながる情報の収集・提供	広報広聴・人権啓発グループ
---------------------	---------------

基本課題(3)ハラスメント防止対策の推進

方向性

事業所や地域活動、職場等における各種ハラスメントを防止するための啓発・相談・研修を実施し、体制の整備・充実を図ります。

① 学校・地域活動などにおけるハラスメント防止体制の整備

○地域活動におけるハラスメント防止のための啓発・研修の実施	公民連携・協働推進グループ 広報広聴・人権啓発グループ 教育指導グループ
-------------------------------	--

② 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止

○職場でのハラスメント防止のための相談・研修の実施 ○ハラスメントに関する相談窓口の周知 ○事業所におけるハラスメント防止のための啓発	人事グループ 産業にぎわいづくりグループ 広報広聴・人権啓発グループ
---	--

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
夫婦や恋人同士における「平手で打つ」という行為を、暴力として認識する市民の割合	81.1%	90%	5年ごとに進捗を把握
夫婦や恋人同士における「交友関係やスマートフォンを細かく監視する」という行為を、暴力として認識する市民の割合	70.5%	90%	
「女性のための相談窓口を知っている」市民の割合	48.2%	70%	

基本方向4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本課題(1)政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進

方向性

様々な価値観を反映した豊かな社会の形成をめざし、あらゆる分野における政策・意思決定過程の場への女性の参画の拡大に向け、市が率先して行政委員会や審議会等の各種委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用にに向けた取組みを継続します。

また、職場や地域活動において、女性が積極的に活躍できるよう啓発・情報提供を行います。

① 政策立案の場への参画

○女性の意思決定機関への参加促進の啓発 ○行政委員会への女性の参加促進 ○各種委員への女性登用の促進	関係グループ
○市における管理職や指導的立場への女性の登用の促進	人事グループ

② 審議会などへの男女平等な参画

○政策・意思決定過程の場、審議会などへの女性の参画の促進	関係グループ
------------------------------	--------

基本課題(2)市民活動や地域社会での男女共同参画の推進

方向性

市の男女共同参画推進センターは、男女共同参画を推進する拠点施設として、市民や企業の啓発、地域活動・市民活動の支援、情報発信等に努めるとともに、更なる機能強化を図ります。

自治会やPTA等の地域活動の場において、意思決定の場における女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

① 男女共同参画を進める拠点環境の整備

○男女共同参画推進センター(きらっとぴあ)事業の推進	広報広聴・人権啓発グループ
----------------------------	---------------

② 男女のリーダー養成と活動団体への支援

○男女共同参画に関わる市民活動のネットワークづくりの支援	公民連携・協働推進グループ 広報広聴・人権啓発グループ
○女性人材育成に関する講座などの実施 ○自主学习グループの支援	広報広聴・人権啓発グループ

③ 活動団体との連携による男女共同参画の推進

○各地域活動における役職などの男女比率に関する情報の収集・公開 ○活動団体が行う学習会・講座などへの支援	公民連携・協働推進グループ 広報広聴・人権啓発グループ
---	--------------------------------

④ ボランティア活動への参加促進

○男女共同参画の視点に立ったボランティア人材の育成	広報広聴・人権啓発グループ
○ボランティア活動推進事業への補助	福祉政策グループ
○ボランティア休暇制度の普及・啓発	産業にぎわいづくりグループ
○地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の許可基準等についての周知	人事グループ

⑤ 地域活動への参加促進

○地域で活動する団体の情報収集・提供	公民連携・協働推進 グループ 広報広聴・人権啓発 グループ
--------------------	--

⑥ 平和への貢献、国際交流の促進

○平和の尊さを訴える啓発事業の実施	広報広聴・人権啓発 グループ
○姉妹都市をはじめ他の国外都市との市民交流事業の実施	公民連携・協働推進 グループ

基本課題(3) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

方向性

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動等を調和させることができるよう、保育所等への入園待機児童の解消をめざした受け入れ枠の整備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供等のきめ細かな子育て支援策を推進します。

また、介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保等、介護支援策の充実を図ります。

加えて、ライフスタイルや価値観の多様化等により、本市においても、ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者が地域で安定した暮らしが実現できるよう必要な支援を行います。

さらに、障がい等によって生活上様々な困難を抱える人々が、安心して暮らし、その意欲と能力に応じて、様々な形で社会に参画することができるよう、生活の自立と安定のための支援を行います。

① 男女の育児不安に対する支援の推進

○幼稚園、保育園、こども園等における子育て支援サービスの充実 ○保育所等の待機児童の解消	こども育成グループ
○地域での子育て支援サービスの充実 ○児童家庭相談や子育てへの不安や悩みに対する相談事業の推進	こども家庭支援グループ
○地域子育て支援拠点事業	こども家庭支援グループ こども育成グループ
○昼間に保護者が家庭にいない児童に対する支援体制の整備	こども育成グループ
○子育て支援事業の推進	健康推進グループ こども家庭支援グループ

② ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者の生活安定の充実

○母子・父子・寡婦への支援事業の充実 ○母子寡婦福祉会への活動支援 ○母子・父子自立支援員による生活相談や自立に必要な指導	こども家庭支援グループ
○ひとり親家庭への医療費の助成	保険年金グループ
○ひとり暮らし高齢者への生活相談の実施	高齢者福祉グループ

③ 障がい児など支援を要する子どもの支援体制の充実

○障がい児向けサービスの推進	福祉政策グループ
○小学校・中学校における支援教育の推進	教育政策グループ 教育指導グループ
○放課後児童会の障がい児受け入れ	こども育成グループ
○保育所、幼稚園、こども園等における障がい児保育の推進	こども育成グループ
○関係機関とのネットワークによる一貫した支援事業の推進 ○発達障がい児等支援事業の実施	こども家庭支援グループ

④ 介護支援の促進

○事業所への介護支援体制整備・拡充の啓発	産業にぎわいづくり グループ
----------------------	-------------------

⑤ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実(ヤングケアラー含む)

○重層的支援体制整備事業の推進 ○ヤングケアラーの実態把握及び支援強化	福祉政策グループ 教育指導グループ こども家庭支援グループ
--	-------------------------------------

⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

○女性相談支援員による相談支援体制の整備 ○庁内関係部署や民間団体を含む関係機関との連携強化	広報広聴・人権啓発 グループ
---	-------------------

基本課題(4)安全・安心に暮らせるまちづくり

方向性

年齢や障がいの有無、性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心で自分らしい暮らしが出来るような環境づくりを推進します。

そのために相談体制の整備や地域活動への参画を通じたつながりづくりなど、関連する様々な分野における男女共同参画についての支援を行います。

① 高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり

○権利擁護に関する相談支援体制の整備 ○シルバー人材センター業務の推進	高齢者福祉グループ
○障がいに関する相談支援体制の整備	福祉政策グループ

② バリアフリー※化の推進

○福祉の視点に立った環境の整備 ○市民参加によるまちづくりの推進	福祉政策グループ 都市政策グループ
○重度障がい者等住宅改造助成	福祉政策グループ

③ 高齢者・障がい者向けサービスの充実

○高齢者・障がい者向けサービスの実施	福祉政策グループ 高齢者福祉グループ
--------------------	-----------------------

④ 母子保健事業の充実

○妊娠から出産・子育てまでの相談支援体制の整備	健康推進グループ
○子ども医療費の助成	保険年金グループ

⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の充実

○避難場所や災害ボランティア活動などにおける男女共同参画の視点からの配慮	危機管理室 福祉政策グループ
--------------------------------------	-------------------

⑥ 子どもや女性を狙った犯罪に対する防犯施策の充実

○子どもや夜道の女性を狙った犯罪被害防止の取組み	危機管理室
○子どもや高齢者に対する犯罪被害防止の取組み	高齢者福祉グループ 教育指導グループ こども育成グループ
○犯罪を防止するための防犯灯設置など環境の整備	道路グループ

⑦ 緊急支援システムの整備

○高齢者 SOS ネットワーク事業の実施	高齢者福祉グループ
----------------------	-----------

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
審議会などへの女性の参画率	27.7%	40%以上 60%以下	1年ごとに 進捗を把握
女性のいない審議会などの数	3 機関	0 機関	
保育の待機率	1.4%	0%	



計画の推進

1 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、次の体制により総合的かつ計画的に推進します。

(1) 市内の連携体制

行政は、市民一人ひとりの日常生活に密着しており、すべての部門において男女共同参画に関わりがあります。人権教育・啓発を推進するためには、関連部署が連携して取り組んでいく必要があります。

本計画の達成に向けて、「大阪狭山市男女共同参画推進本部」を中心に調整を図りながら、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進します。

市職員については、各職場における研修などを充実させるとともに、男女共同参画を積極的に推進する役割を果たせるように資質の向上を図ります。

(2) 地域との連携体制

本計画にあたっては、市民などが行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、市、市民、事業者及び市民公益活動団体の協働で積極的に推進します。

2 進行管理

本計画に沿った施策が、すべての部署において総合的かつ効果的に実施されるよう、大阪狭山市男女共同参画推進条例第12条第5項に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、推進状況を公表し、管理します。

3 苦情などへの対応

大阪狭山市男女共同参画推進条例第18条第2項に基づき、男女共同参画施策への苦情やその他意見がある場合は、「大阪狭山市男女共同参画推進審議会」の意見を聴き、必要に応じて措置を講ずるものとします。

4 大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）

市では、男女共同参画社会を実現するため、市民が男女共同参画を学び、推進するための拠点として、市役所南館・1階に、男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）を開設しています。

より多くの市民が、男女共同参画に関心を持ち、気軽に集い、学びを深める拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた以下の事業を主体的に実施するとともに、市内に男女共同参画社会づくりの機運を醸成します。

1. 普及啓発

男女共同参画に対する理解の浸透と意識の定着を図るため、講演会や講座、セミナーを開催します。

2. 人材育成

男女共同参画を推進するためのキーパーソンとなる人材の発掘や育成を行います。

3. 活動支援・交流支援

男女共同参画の推進に取り組む団体の活動支援や団体・市民相互の交流を促進します。

4. 相談

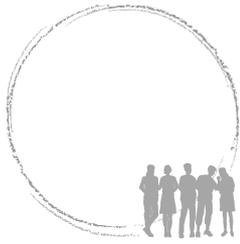
固定的な性別役割分担意識による慣習など、日常生活の中で直面する様々な問題についての相談を受け、問題解決に向けた支援をします。また、必要に応じて、専門の相談機関へつなぎます。

5. 女性の就業支援

就業に関して、女性が自らの意思に基づいて働き方を選択できるよう、再就職や継続就労、起業等に必要な情報提供を行います。

6. 情報収集・発信

男女共同参画に関する図書や資料等を収集し、貸出等を行います。また、広報誌やホームページなどあらゆる媒体を通じた情報発信を行います。



参考資料

Ⅰ 用語解説

あ行
アンコンシャス・バイアス 誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。
エンパワメント 一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的・社会的・政治的・経済的状況などを変えていく力をもつことを意味する。 社会の対等な構成員として、判断力・企画力・表現力・経済力・技術力・決定力・行動力など多様な能力を身に付け、自らの生き方を選択し、自己実現を図り、自立や自己決定・自己責任など自らと社会を変革することを含む幅広い概念である。
育児・介護休業法 育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立などを目的とした法律。法改正により、令和4年4月以降、「産後パパ育休」の創設、育児休業の分割取得、育児休業の取得状況の公表義務付けなどが段階的に施行された。
か行
固定的性別役割分担意識 男性、女性の生き方を固定的にとらえようとする意識、例えば「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力や資質とは関係なく性によって役割を決めようとする考え方のこと。
困難な問題を抱える女性 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）のこと。
さ行
ジェンダー 生物学的な性別（sex）に対して、社会的、文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約） 昭和54年の国連総会で採択され、日本は昭和60年に批准した。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めている。
女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） 平成27年8月に成立、9月に施行（一部は平成28年4月から施行）。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっているため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために制定された法律。10年間の時限立法となっている。
ストーカー行為 恋愛感情や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足する目的で、つきまとい行為を繰り返すこと。

<p>性自認・性的指向</p> <p>性的指向 (Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。性自認 (Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えば、レズビアン (同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル (同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー (出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
<p>性的マイノリティ</p> <p>生物学的な性 (性染色体・生殖腺・性器によって決まる性)と性自認 (自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど)が一致している人や性的指向 (性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど)が異性においでいる人が多数派とされ、これらに当てはまらない人をさす総称。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント</p> <p>性的嫌がらせ。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、様々な生活の場で起こり得る。男女雇用機会均等法においては、以下のように定義されている。</p> <p>対価型セクシュアル・ハラスメント:職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことて解雇・降格・減給などの不利益を受けること</p> <p>環境型セクシュアル・ハラスメント:性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること</p>
<p>た行</p>
<p>ダイバーシティ</p> <p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
<p>男女共同参画社会</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
<p>男女共同参画社会基本法</p> <p>平成11年6月に成立、施行。男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律である。基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策などを定めている。</p>
<p>男女雇用機会均等法</p> <p>昭和60年制定された。正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている。</p>
<p>デートDV</p> <p>配偶者間や恋人などの親密な間柄で起こる暴力をドメスティック・バイオレンス (DV)といい、その中でも恋人同士の間で起こる暴力は、「デートDV」と呼ばれる。</p> <p>殴る、蹴るなどの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為などもあてはまる。</p>
<p>は行</p>
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)</p> <p>平成13年4月に公布、同年10月に施行。令和5年に一部改正。配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援などの体制を整備し、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。</p>

<p>ハラスメント</p> <p>嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言及び性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。</p>
<p>バリアフリー</p> <p>高齢者・障がい者などが社会生活をしていく上で障がい(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。</p>
<p>ポジティブ・アクション(積極的改善措置):社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいい、以下の3種類がある。</p> <p>穏健なポジティブ・アクション:穏やかな支援策(両性を同時に対象とする措置も含まれる広義のポジティブ・アクション)(例)女性の応募の推奨、能力向上のための研修、仕事と家庭の両立支援、環境整備</p> <p>中庸なポジティブ・アクション:女性の登用に関する努力目標を掲げるなどの中庸な手法(例)ゴール・アンド・タイムテーブル方式(女性の参画拡大に関する一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)、インセンティブ付与(実施主体が男女共同参画に関する取組みを行うよう動機づけすること)</p> <p>厳格なポジティブ・アクション:あらかじめ一定の助成枠を法律などで設けるなど拘束力が強く厳格な手法。(例)クォータ制(割当制)。人種や性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度。比例代表選挙における男女混合名簿方式、法律による候補者名簿割当制など)</p>
<p>ま行</p>
<p>メディア・リテラシー</p> <p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。</p>
<p>ら行</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</p> <p>性と生殖に関する健康と権利。人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態にあることをいう。</p>
<p>わ行</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)</p> <p>国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。仕事と生活の調和が実現した社会は、具体的に以下の3つとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①就労による経済的自立が可能な社会 ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

アルファベット
AI Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。
DV(ドメスティック・バイオレンス) ドメスティック・バイオレンスを直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となるが、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類には以下のものがある。 身体的暴行:殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの 心理的攻撃:心無い言動などにより、相手の心を傷つけるもの 性的強要:嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの 経済的暴力:生活費を渡さない、外で働くことを禁止するなど、経済的に支配するもの 社会的暴力:無視する、人付き合いや行動を制限するなど、社会的な行動を制限するもの 子どもを巻き込んだ暴力:子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもに暴力をふるうと脅す、など子どもを巻き込んだもの
IoT Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタなどに限られていたが、近年では様々なモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。
M字カーブ 女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線グラフの形態。
SDGs 2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年(令和12年)までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されている。
SOGI Sexual Orientation and Gender Identity の略で、ソジ・ソギと読み、「性的指向と性自認」という意味。性別表現(Gender Expression)、身体の性的特徴(Sex Characteristics)を含めて「SOGIESC」という言葉もある。 SOGI は性の要素の組み合わせのすべてを含むため、LGBT だけではなくあらゆる人を包括する概念。

2 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
昭和50年 (1975年)	・「国際婦人年」 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・特定職種「育児休業法」成立 (1976年施行) ・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議設置		
昭和51年 (1976年)	・「国連婦人の十年」始まる (~1985)	・「民法等の一部を改正する法律」施行(婚氏統稱制度)	・労働部労働福祉課女性問題担当窓口設置	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定(~1986)	・大阪府婦人問題推進会議設置	
昭和53年 (1978年)			・大阪府婦人問題推進会議「女性の地位向上に関する提言」 ・大阪府婦人問題企画推進本部設置	
昭和54年 (1979年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」公布(1981年施行、配偶者の相続分引き上げ等)	・企画部府民文化室婦人政策係設置	
昭和56年 (1981年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和57年 (1982年)			・企画部婦人政策室設置 ・大阪府婦人会館を大阪府立婦人会館に改称	・狭山町総合計画策定
昭和59年 (1984年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(1985年施行、国籍の父母両系主義等)		

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択	・「国民年金法の一部を改正する法律」公布(1986年施行、女性の年金権の確立) ・「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行) ・「労働者派遣法」公布(1986年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・女性の社会参加等に関する調査 ・女性の社会参加をすすめるための拠点施設実態調査報告	
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進有識者会議設置	・企画部府民文化室婦人政策室を企画部婦人政策課に改組 ・「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画ー21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定 ・大阪府女性問題懇話会設置 ・大阪府婦人関係団体会議設置	
昭和62年 (1987年)		・「新国内行動計画」策定	・婦人政策課を企画部から生活文化部に移管	・市制を施行
昭和63年 (1988年)			・大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議設置	
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択			
平成3年 (1991年)		・「新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布(1992年施行)	・女性問題についての意識調査結果公表 ・大阪府婦人問題企画推進本部を大阪府女性政策企画推進本部に改称 ・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ・大阪府婦人関係団体会議を大阪府女性団体会議に改称 ・大阪府女性基金設置 ・大阪府女性基金検討委員会設置	・市長公室企画調整課に女性総合窓口設置 ・第二次大阪狭山市総合計画がスタート

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成4年 (1992年)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する国連会議(地球サミット)(リオデジャネイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人政策課を女性政策課に改称 ・大阪府女性施策企画推進員制度発足 ・「大阪府女子労働対策推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題についての市民意識調査を実施
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 ・大阪府女性基金検討委員会廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題についての市民意識調査報告書を作成 ・女性問題懇話会設置
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 ・「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」(エンゼルプラン)策定 ・「新ゴールドプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・大阪府女性基金運営懇談会設置 ・(財)大阪府男女協働社会づくり財団設立 ・府立婦人会館閉館 ・ドーンセンター(大阪府女性総合センター)開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪狭山市における女性政策の推進に向けての提言を受ける ・大阪狭山市女性政策推進本部設置
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ・北京女性会議NGOフォーラム ・第4回世界女性会議(北京) 「行動綱領」採択 ・「人権教育のための国連10年」始まる(~2004) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」成立(介護休業制度は、1999年施行) ・「家族的責任条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪狭山市女性問題行動計画「おおさかさやまいきき女性プラン」策定 ・市長公室市民文化課女性政策係設置
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人種差別撤廃条約」発効 ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪女子大学に女性学研究センター開設 ・大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出 	
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法の一部を改正する法律」公布、施行 ・「介護保険法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)~新女と男のジャンプ・プラン」策定 ・「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定 	

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府女性問題懇話会及び大阪府女性基金運営懇談会を廃止 ・女性政策課を男女協働社会づくり課に改称 ・大阪府男女協働社会づくり審議会設置 ・大阪府女性団体会議廃止 ・大阪府男女協働推進連絡会議設置 ・「大阪府女性労働対策推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長公室市民文化課と市長公室人権推進課を統合し、人権文化課に改める
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長公室人権文化課を総務部人権広報課に改める
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性2000年会議(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問 ・大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置 	
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申 ・男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 ・大阪府男女協働推進連絡会議を大阪府男女共同参画推進連絡会議に改称 ・「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次大阪狭山市総合計画がスタート ・「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」制定
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ・大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始 	

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 ・財団法人男女協働社会づくり財団を財団法人男女共同参画推進財団に名称変更 ・大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪狭山市男女共同参画推進懇話会設置
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+10」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」(第2期)策定
平成18年 (2006年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪狭山市男女共同参画推進条例」制定
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		
平成20年 (2008年)				<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターきらっとびあ開設
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+15」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UNWomen)発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次大阪狭山市総合計画がスタート
平成24年 (2012年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」策定 	
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪狭山市男女共同参画推進懇話会設置
平成26年 (2014年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成27年 (2015年)	・「北京+20」 (ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	・OSAKA女性活躍推進会議を設置 ・「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表	
平成28年 (2016年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「ストーカー規制法」改正	・「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定	
平成29年 (2017年)			・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定	・総務部人権広報グループを市民生活部市民相談・人権啓発グループに改める ・婦人相談員(市民相談員)を配置
平成30年 (2018年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行		
平成31年・ 令和元年 (2019年)		・「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」一部改正 ・女性活躍推進法の一部改正 ・「育児・介護休業法」および「男女雇用機会均等法」改正 ・「SDGs実施指針改定版」を策定	・「大阪府性的指向および性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行	・「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版」策定
令和2年 (2020年)	・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催 ・国際的な指針「COVID-19ガイダンス」を提言	・性暴力対策強化方針 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始	
令和3年 (2021年)		・「育児休業、介護休業当育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法」の一部改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正	・「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定	・DV相談専用ダイヤルインを開設 ・女性のためのよりよいホットラインを開設

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 ・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」一部改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪狭山市男女共同参画推進条例」一部改正 ・「大阪狭山市男女共同参画推進懇話会規則」一部改正 ・大阪狭山市男女共同参画推進審議会を設置
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正 		
令和6年 (2024年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」策定 ・市民生活部市民相談・人権啓発グループと政策推進部広報プロモーショングループを統合し、市民生活部広報広聴・人権啓発グループに改める

3 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日

法律第78号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及

び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数

の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条

の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60年6月25日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障がいとなるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、

諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母

性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障がい、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進する

ことにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)

を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行わ

れること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障がいを記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超え

ない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、

その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日
法律第31号
平成16年6月2日
法律第64号
平成19年7月11日
法律第113号
平成25年7月3日
法律第72号
平成26年4月23日
法律第28号
令和元年6月23日
法律第46号
令和4年5月25日
法律第52号
令和4年6月17日
法律第68号
令和5年5月19日
法律第30号
令和5年6月14日
法律第53号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、

被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関

の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は

疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行

為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
 - 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相

談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同

項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、

押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記

官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達がある

までの間は、この限りでない。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項 本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障がいの有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第

十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年七月三日法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二十八号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二十六日法律第四十六号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五十二号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六十八号）〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月十九日法律第三十号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条に

において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月十四日法律第五十三号) [抄]

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日
法律第64号
平成29年3月31日
法律第14号
令和元年6月5日
法律第24号
令和4年3月31日
法律第12号
令和4年6月17日
法律第68号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実

情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表し

なければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継

続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当

該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定

めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過

措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二條)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護

の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

- 第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

- 第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への

支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

8 大阪狭山市男女共同参画推進条例

平成18年12月22日条例第42号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、我が国では、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子差別撤廃条約」の批准など国際社会の動きと連動して進められてきた。また、男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会の最重要課題と位置づけた男女共同参画社会基本法が制定された。

大阪狭山市においても、男女の自立と対等な社会参加に基づく男女共生社会の実現をめざして、人権を重視した取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が根強く残り、課題の解消に向けた一層の取組が求められている。

少子高齢化や高度情報化の進展等、社会経済情勢が大きく変化する中で、豊かで活力ある大阪狭山市を築いていくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現は重要な課題である。

人権と共生の世紀といわれる21世紀において、大阪狭山市は、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、市民公益活動団体及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民(本市の区域内に通勤又は通学する者を含む。以下同じ。)、市民公益活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民公益活動団体 大阪狭山市市民公益活動促進条例(平成14年大阪狭山市条例第13号)第2条第2項に規定する市民公益活動団体をいう。

(3) 協働 まちづくりに向け、市、市民、市民公益活動団体及び事業者が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれが果たすべき役割を自覚し、相互に補完して協力することをいう。

(4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為その他の苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権を尊重すること。

(2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が、それぞれの身体の特徴及び心の変化を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮すること。

(6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を考慮して行うこと。

(7) 社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図る生涯学習を進めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画施策の実施に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者と協働して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、自発的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（市民公益活動団体の責務）

第6条 市民公益活動団体は、基本理念に基づき、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民公益活動団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、積極的に男女の職場における対等な参画の機会の確保に

努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第8条 何人も、基本理念に基づき、家庭教育、学校教育、社会教育、職場教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

(市民等の協働)

第9条 市民、市民公益活動団体及び事業者は、市と協働して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第10条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第11条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力等を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画推進計画)

第12条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ大阪狭山市附属機関設置条例(平成25年大阪狭山市条例第6号)第2条第1項第1号の表に規定する大阪狭山市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

5 市長は、毎年度、男女共同参画推進計画の推進状況等を公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(教育及び学習への支援)

第15条 市は、教育及び学習を通じて、市民、市民公益活動団体及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第16条 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第17条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、市民公益活動団体及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等への対応)

第18条 市民、市民公益活動団体及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に対し、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

(相談への対応)

第19条 市民、市民公益活動団体及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合又はそのおそれがある場合は、市長に相談の申出をすることができる。

2 市長は、前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関との連携を図り、迅速かつ適切にこれを処理するものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画推進に関する取組の支援に当たり、大阪狭山市男女共同参画推進センターを拠点とし、事業の充実を図らなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年12月21日から施行する。

9 大阪狭山市男女共同参画推進審議会 委員名簿

名 前	所 属 団 体 等	備 考
有 澤 知 子	大阪学院大学教授	
岡 田 進 一	大阪公立大学大学院教授	
山 中 雅 典	大阪狭山市人権協会	
近 藤 裕 子	NPO 法人ふえみぱる堺	
岡 本 裕 紀 子	大阪狭山市消防団	
古 根 川 格	大阪狭山市社会福祉協議会	
岡 所 富 子	大阪狭山市食生活改善推進協議会	
中 嶋 芳 彦	大阪狭山市商工会	
平 島 和	大阪狭山市人権教育研究協議会	
高 林 宏 行	大阪狭山市 PTA 連絡協議会	
杉 本 志 津 佳	(有)フェミニストカウンセリング堺	
吉 田 愛	公募市民	
瀬 木 智 香 子	公募市民	

10 主な相談機関一覧

令和6年(2024年)3月現在

	機関等の名称	電話番号
DV相談	大阪狭山市役所DV相談専用ダイヤル	072-349-8819
	DV相談ナビ	#8008(はれれば)
	大阪府女性相談センター	06-6949-6022、 06-6946-7890 (祝日・時間外は 06-6946-7890で対応)
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
	内閣府DV相談+(プラス)	0120-279-889
性犯罪・性暴力に関する相談	性暴力救援センター・大阪 SACHICO(サチコ)	#8891 072-330-0799
	性犯罪被害110番(大阪府警察相談窓口)	#8103 0120-548-110
	ストーカー110番(大阪府警察相談窓口)	06-6937-2110
	列車内ちかん被害相談(大阪府警察相談窓口)	06-6885-1234
労働問題に関する相談	大阪労働局総合労働相談ダイヤル	0120-939-009
	大阪府労働相談センター(労働相談)	06-6946-2600
	大阪府労働相談センター(セクハラ・女性相談)	06-6946-2601
就労相談	大阪狭山市地域就労支援センター	072-366-6789
	ハローワーク河内長野	0721-53-3081
生活全般に関する相談	大阪狭山市生活サポートセンター	072-368-9955
女性の生活全般に関する相談	大阪狭山市女性のためのよりそいホットライン	090-2112-3970
	大阪狭山市女性のための相談 (大阪狭山市男女共同参画推進センター きらっとぴあ)	072-247-7047(予約)
	大阪府男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)	06-6937-7800
男性の生活全般に関する相談	大阪府 男性のための電話相談	06-6910-6596
人権全般に関する相談	大阪法務局「みんなの人権110番」	0570-003-110
	大阪法務局「女性の人権ホットライン」	0570-070-810
	大阪法務局「こどもの人権110番」	0120-007-110
	一般財団法人 大阪府人権協会	06-6581-8634
	大阪弁護士会 総合法律相談センター	06-6364-1248
	大阪狭山市人権擁護委員による相談	072-366-0011(予約)
	大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー	06-6760-4013

※相談日時や開設時間は機関によって異なります。

第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン

大阪狭山市市民生活部 市民相談・人権啓発グループ
〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1
TEL:072-366-0011 FAX:072-366-0051